

第一章 公害と環境 生活環境の創造

第一節 施策のあゆみ

一 本市の環境政策の動向

本市の環境施策は、昭和四十年代に公害対策として始まった。住宅都市ではあるが、産業活動の拠点に挟まれた本市は、ばい煙の問題を抱えていたが、昭和三十八（一九六三）年に開通した国道四三号をはじめ主要幹線道路の整備が進むにつれ自動車の排ガスや騒音にもさらされるようになった。さらに、住宅都市として成長をするにつれ、公害の苦情が増え、その対応が行政上の課題となった。

また、昭和四十年代には生活の向上や人口増加に伴い生活排水量の急激な増加を招いたが、その対応策として下水道の整備が精力的に進められた。しかし、下水道終末処理場の建設については立地問題を抱え計画どおりには進まず、ようやく昭和四十九年に一系統完成した。芦屋浜とそれに引き続く南芦屋浜での都市開発は、下水道終末処理場やゴミ焼却場の整備に大いに貢献した。さらに都市公園・緑道整備、ゴミパイプライン輸送、地域暖房といったインフラ整備において、当時としては先進的な環境改善や環境創造が試みられた。しかしながら、既成市街地を東西に貫く幹線道路である国道四三号の大気汚染・騒音は激化し、そのため防音壁整備や車線削減な

ど、地域はもちろん国をあげて今までにない多くの取り組みがなされた。

国と都道府県が施策の中心的役割を果たしながら、しだいに公害対策の法令の整備拡充が進められた。一方で市民運動が初期には事業活動による公害の問題提起を担い、地道な改善に継続して取り組んできたことを忘れてはならない。公害問題は、経済の高度成長から二度にわたるオイルショックを経て沈静化したのが、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会システムや浪費型の生活様式が要因とされる環境問題へと移り変わった。環境政策面での市民の関わりにおいては、本市では「芦屋市環境計画」が市民参画のもとでつくられ、市民との協働で運用されてきたことに意義を求めることができる。

生活環境や公害汚染の面では、二十一世紀に向かって徐々に改善されてきた。一方、六甲山系を背後に持ち、大阪湾に面して市街地が広がる都市環境の骨格構造を良い状態で将来に継承していくという課題については、山と海を共有する阪神間の都市に共通する施策の面や本市の特徴的な施策の面からも、保全・創造・再生の方向性が現在も問われている。コンパクトで持続可能な都市を環境面からいかにつくるか、芦屋の山、芦屋の川、芦屋の海辺、市街地の緑地をつなぐ水・緑・みちと住まいの生活軸を快適かつ環境負荷の小さいものにしていくことは今の環境政策の課題となっている。

二． 環境施策と計画の変遷

公害安全対策室の設置

本市の公害を担当する部局としては、昭和三十六（一九六一）年、民生部衛生課保

健衛生係に公害担当が配置されたことに始まる。亜硫酸ガス、降下ばいじんの測定も市内四か所で昭和三十八年から始められていた。昭和四十五年に市民部に公害・安全対策室が設置され、機器の充実、監視体制の強化が図られた。既に昭和四十二年に公害対策基本法が制定され、国をあげて公害への取り組みが急務とされていたが、昭和四十五年には同法の改正、水質汚濁防止法の制定など、一挙に一四の公害関係法が制定・改正されたため、公害国会といわれた。県でも昭和四十年に県公害防止条例が制定されている。

このような時期に本市でも公害に対し組織立った取り組みが始められた。同室から昭和四十六年に本市の公害の状況を記した年次報告『公害71/No1』が発刊されている。当時の公害には広域的な汚染源による大気汚染や大阪湾の水質汚濁、国道四三号の騒音をはじめとする自動車交通公害のほか、市内の工場からの悪臭問題もあった。

昭和四十五年七月には市民組織として芦屋市第二阪神国道公害対策協議会が結成されている。十二月には尼崎市、西宮市、芦屋市を構成員とする国道四三号・阪神高速道路公害対策三市連絡協議会（以下、三市協議会という）が発足し、国道四三号および阪神高速神戸線の自動車交通公害対策について関係機関への要望活動を展開していく。

公害・安全対策室は、昭和四十七年に市民部環境安全課、昭和四十八年に市民部安全対策課に改称（組織変更）された。さらに昭和五十一年には衛生部衛生総務課公害係が設置され、平成三年に環境部環境保全課に移管、その後、生活環境部環境管理課、生活環境部総務課、都市環境部環境課と変遷している。

年次報告『公害』は昭和六十三年まで一九号発行され、平成に入ってから『芦屋市の環境（環境調査等の概要）』と改題され毎年継続して発行されている。

公害防止計画

環境に関わる計画は、公害防止計画に始まる。これは、公害対策基本法（現、環境基本法）

に基づき「現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域」について、国と関係地方公共団体が協力して公害防止対策を講じるために策定される計画である。昭和四十九（一九七四）年に公害防止計画神戸地域（神戸市、明石市、芦屋市）が第五次地域として承認された。その後、平成四（一九九二）年度からは県内の兵庫県東部地域、播磨南部地域の計画と一本化され兵庫地域公害防止計画となり、平成十八年度の第七次計画まで総合的かつ計画的な公害防止事業の展開が図られた。特に、下水道や廃棄物処理施設の整備に対しては、「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づき、国庫補助の上乗せが活用されてきた。

しかし、平成十九年度からの計画では環境基準の達成が進んだ地域として本市を含め四市一町（姫路市、明石市、高砂市、芦屋市、播磨町）がはずれ、対象は神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、加古川市、宝塚市および川西市の七市となった。自動車交通公害は未だ解決をみていないものの、地方分権の流れとともに国庫補助制度自体が基本的になくなり、下水道や焼却施設といった施設整備型の公害防止計画の役割も本市にとっては終わりを迎えたことになる。

環境計画の立案と環境計画のフォローアップ

昭和三十九年に制定された芦屋市民憲章では「文化の高い教

基本目標	基本方針
①環境を大切にす生活文化—芦屋環境ライフ—の育成	環境学習の推進 市民・事業者が主体となったよりよい環境づくりの推進 環境を大切にす暮らしの定着 利用しやすい環境情報システムの整備
②恵まれた環境ストックを活かした快適環境都市づくり	自然の恵みを大切にすまちづくり みどり歴史が映える芦屋らしいまちなみづくり 誰もが巡りたくなるまちづくり みんなが安心して暮せるまちづくり
③豊かな生態系を育み、生きものとふれあう都市づくり	生きもの基礎的生態環境の保全・整備 生きものとのふれあいの場づくり
④21世紀に向けた、人と環境にやさしい都市システムづくり	人と環境にやさしい自動車交通システムづくり 環境への負荷の少ない都市づくり 循環型社会システムの形成
⑤恵まれた国際的素地を活かし、地球環境保全に貢献する都市づくり	地球環境保全のためのプランと仕組みづくり 「ともに生きる地球家族」の精神を活かした地球環境保全への貢献

11-1 芦屋市環境計画における目標－方針の体系

養豊かなまち」とともに「自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつましよう」、「災害や公害のない清潔で安全なまちにしよう」とうたわれた。この市民憲章の精神は、昭和四十八年の「芦屋市緑ゆたかな美しいまちづくり条例」に継承された。環境庁（当時）は、快適環境づくりを環境行政上の重要課題と位置づけ、昭和五十九年から快適環境づくりのための計画策定を補助する「アメニティタウン計画」事業を開始し、また県も平成二年に「ひょうご快適環境プラン」を策定し、地域の特性に応じて環境の保全と創造を総合的に推進する指針を示した。

環境に関する基本計画である「芦屋市環境計画」は、平成四年度に開始された基礎調査による本市の環境特性の把握および市民の意向調査をふまえ、平成六年度に策定される予定であった。しかし、阪神・淡路大震災のため、計画の一部見直しを経て予定より半年遅れて平成七年九月に策定された。

この環境計画は、「環境に関する基本計画であり、芦屋市新総合計画をはじめとする諸計画に環境保全・創造面からの指針を示すと

もに、事業者を含む市民の活動や生活を環境配慮型へ誘導するように支援する計画」と位置づけている（11・1）。この計画の大きな特徴は、フィールドミュージアム的な地域資源を活用する地域環境計画のタイプで、しかも各種の市民団体が一緒になって環境計画をつくりあげた点にあるといえる。また、住宅都市の環境資源の骨組みを示し、その恵みを活かし、保全する基本的な方向を示した。すなわち、六甲山の帯状の緑と芦屋浜および現在の潮芦屋の水辺、それらに挟まれた市街地を貫流する芦屋川、宮川を環境の軸と位置づけ、山と海、河川の結びつきを自然の回廊として保全・修復していくことを提案した最初の計画であった。ただし、生活の豊かさ、高度な消費社会に伴う環境影響としてのゴミ問題や二酸化炭素の排出なども問われていたが、循環型社会や低炭素社会をめざした具体的な施策を明示するには至っていない。

芦屋市環境計画の基本目標は、①環境を大切にす生活文化―芦屋環境ライフの育成、②恵まれた環境ストックを活かした快適環境都市づくり、③豊かな生態系を育み、生きものとふれあう都市づくり、④二十一世紀に向けた、人と環境にやさしい都市システムづくり、⑤恵まれた国際的素地を活かし、地球環境保全に貢献する都市づくりの五つからなり、これらの基本目標のもとに基本方針が設定され、さらにその下に基本施策を構成し、平成七年九月以降、施策が展開された。

策定から十年を経過した平成十七年七月には、計画の見直しがなされ、第二次芦屋市環境計画が策定された。この第二次計画では、参画と協働が前面に出るとともに、環境負荷の低減が基本目標として改めて強調された。

環境の姿を「人と環境とのすこやかな関わりを誇る都市・あしや―エコ・ライフ・ミュージアム」におき、基

本目標は、①芦屋エコライフの普及、②人と自然のふれあいの推進、③環境への負荷の低減、④美しいまちなみの保全、⑤参画と協働の推進の五つからなる。基本方針は、環境教育・環境学習の推進、自然環境の保全、公害対策の推進、地球温暖化対策の推進、循環型社会の形成、美しいまちなみの保全、参画と協働の推進の七つでそれぞれの基本目標からのつながりを複数の流れでつくりだしている。

そのうち、地球温暖化対策の推進については、平成十三年三月に策定された「芦屋市環境保全率先実行計画―あしやエコオフィスプラン」において市役所内の取り組みとして具体化され、さらに平成十九年三月からは芦屋市環境マネジメントシステムが導入され対策が推進されている。

自然環境、特にみどりに関しては、山間部と市街地とで施策の組み立てが異なる。山間部の六甲山系は国立公園、近郊緑地保全区域、風致地区などの法に基づく指定によって保全が図られている。一方で市街地は、昭和四十八年に「芦屋市緑ゆたかな美しいまちづくり条例」を定め、みどりの保全を図ってきた。ただし、第二次環境計画では、自然環境保全の記述が少なくなっている。緑豊かなまちづくりに関しては、平成十一年度環境計画実施事業報告書には一〇項目が報告されていたが、平成十八年度実施事業報告書では、六項目の報告にとどまっている。

他方で、循環型社会の形成についての取り組みに関しては、廃棄物減量等推進審議会を平成十八年度に設置し対策が進められている。

これらの施策の実施状況は毎年点検され、「芦屋市環境計画実施事業報告書」に報告されている。例えば、「芦屋

市の環境（平成十八年度版、三七号）…環境調査等の概要」には、七つの基本方針ごとに基本施策に沿った事業名、事業内容および実施時期など、のべ一四三の事業の実施状況がとりまとめられている。

芦屋浜の開発と環境アセスメント

大規模な地形の改変を伴う開発は環境に大きな影響を与えるおそれがある。芦屋浜の開発は県企業庁が進めた海面の大規模な埋立工事であるが、埋立が開始された昭和四十四（一九六九）年には環境アセスメントの法律がなかったためアセスメントは行なわれなかった。しかし、芦屋浜は住宅団地型の開発であり、かつ通過交通も少なく、大きな問題を引き起こすことなく開発は進められた。

その後、県では昭和五十四年に「開発整備事業等に係る環境影響評価の手続きに関する要綱」が定められ、さらに平成九年には「環境影響評価に関する条例」が制定され、平成十（一九九八）年一月に施行されている。また、国においても、昭和五十九年に「環境影響評価実施要綱」が閣議決定され、大規模な道路、ダム、鉄道、飛行場、埋立・干拓および土地区画整理事業等の面的開発などについてアセスメントが実施されるようになった。

南芦屋浜開発は、これらのアセスメントの制度化が進むなかで展開されたが、埋立免許の取得は昭和四十六年六月、工事着手は同年十二月末であり、県要綱の制定以前であったためアセスメントの対象とはならなかった。その後のオイルショックの影響で昭和五十二から六十三年まで約十年間の工事中断を経て、埋立事業は平成九年に完了するという経緯をたどった。

埋立工事中の平成八年一月に埋立地の基本計画が策定された。当時の構想ではヨットハーバーの掘り込みが東西に貫かれていたが、それを東側開口部に限定し、代わって砂浜を持つ人工海浜が設定され、あるいは震災で復

興住宅が先に建設されるなどの変更がなされたが、この時も環境影響評価の対象とはされなかった。

県条例に基づく環境影響評価の事案としては、平成十年に近接する神戸市灘区に神鋼神戸発電所（石炭火力発電所）を建設する案件で県知事から市長の意見を求められたことにより、本市環境審議会で環境影響評価についての検討がなされたのが最初である（第二節六、芦屋市環境審議会での環境影響評価を参照）。

芦屋市環境保全率先実行計画

平成に入ると、地球環境保全のための取り組みが求められるようになった。

国においては、平成五（一九九三）年に環境基本法を制定し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築をめざすとの理念が提示された。また、翌六年には、同法に基づく環境保全に関する施策の計画的な推進を図るための環境基本計画が策定され、これを受け平成七年には「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行の行動計画について（国の率先実行計画）」が閣議決定された。さらに県においても平成十年に「環境率先行動計画」が策定された。

これらの状況をふまえて、本市では平成十三年三月に「芦屋市環境保全率先実行計画（あしやエコオフィスプラン）」が策定された。もともと、平成九年の地球温暖化防止第三回締約国会議（COP3）で「京都議定書」が採択され、温室効果ガス削減の目標（日本は一九九〇年を基準に二〇一〇年（二〇〇八から一二年の五年間）に六％削減）が定められ、平成十年には「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定されたが、本市では市域全体を網羅した地域温暖化防止計画は策定されていなかった。そこで、一事業者としての本市が行なう事務および事業活動を対象としたこの率先実行計画が温室効果ガス削減に向けた行動計画の柱となっている。

この計画では、市が排出する温室効果ガスを平成十七年度までに平成十一年度基準比で八％（平成二年度基準比では六％）以上削減するとの目標を掲げ、電気・ガス・水道使用量の削減や低公害車の導入などの取り組みを進めるとした。平成十七年度の総排出量は十一年度に比べ一四・四％削減されたが、その大部分は従来市で焼却処理していた下水汚泥を広域処理（尼崎市平左衛門町地内の兵庫東流域下水汚泥広域処理場）に移管したことと、ペットボトルの回収で廃プラスチック処理に伴う排出量が大幅に減ったことによる。エネルギー使用量であれば電気使用量は一・三％、都市ガス使用量は六・七％増加した。増加の要因としては、新たに稼動した芦屋海浜公園プール・南芦屋浜下水処理場・総合運動公園・三条デイサービスセンターでの消費が指摘された。

なお、このような結果をふまえ、平成十九年二月には平成二十二年度までに温室効果ガス排出量を平成十七年度基準で三％（平成二年度基準では七・七％）以上削減するとの目標を掲げた第二次芦屋市環境保全率先実行計画（あしやエコオフィスプラン）が策定された。

市の事業における環境保全の取り組みをさらに進めるため、平成十八年度には環境マネジメントシステムの構築に取り組んだ。ISO 14001の認証取得も検討されたものの、経費面で難しいとされた。そこで京都精華大学との協働により、本市独自の環境マネジメントシステムが構築され、平成十九年三月より導入された。

ゴミ減量計画 本市ではゴミ減量計画は立案されていないが、それは資源ゴミ分別の導入、集団回収奨励金制度などの減量施策を打ち出すと、市民の協力がめざましく、すぐに良好な結果が得られたという経緯があつて、他都市のように計画を策定してまで取り組む必要がないとされてきた。住宅都市のため事業系一般廃棄物の

割合が少ないことも好条件の一つである。

平成三（一九九一）年十月には行政と流通事業者で構成される推進懇話会が設置され、平成四年に市民・事業者・行政で組織する「芦屋市ごみ減量化・資源化推進協議会」に発展した。

その後、この協議会はリサイクル推進協議会として平成六年九月に改編され、さらに、芦屋市廃棄物減量等推進審議会を平成十八年八月に設置し、審議を開始した。

第二節 公害への対策

一、西宮沖石油コンビナート構想

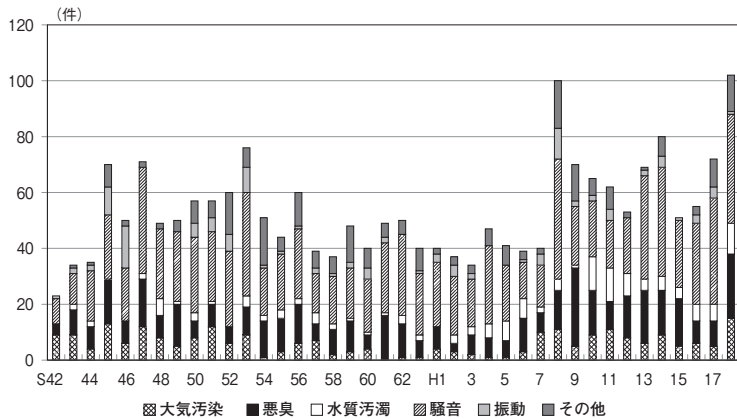
昭和三十六（一九六一）年に、西宮市長は西宮市沖を埋め立てて石油化学コンビナートを建設するとの構想を発表した。これについては西宮市議会を中心に激しい議論があり、西宮市民の反対運動もあつて最終的には構想は撤回された。この構想は、芦屋市域に隣接する沖合いの埋立事業であり、大気汚染など公害の危惧が大きく、市民の関心は高かった。そのため、昭和三十七年一月には、請願第一号「西宮市の日本石油工場誘致反対に関して」が芦屋市議会で採択された。当時の広報（昭和三十七年二月五日号）には、「西宮市の日石誘致は、本市の国際文化住宅都市の性格を著しく阻害するため、反対の意志を表明し、中止方を要望。」とある。

二、公害苦情

公害苦情の一覧が昭和四十二（一九六七）年から現在まで市の統計としてとられている。昭和四十五から五十三年までは年間五〇件を超えていたが、その後平成七（一九九五）年まではそれを下回る状況が続いた。しかし、平成八年以降は再び増加傾向を示しており、平成十八年度には一〇二件と最も多くの件数となった（11・2）。

これを典型七公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）の種類別にみると、ほぼ毎年騒音についての苦情、それも建設作業に伴う騒音の苦情が過半数を占め、悪臭がそれに続いている。大気汚染、水質汚濁は一定程度あるものの比較的少数である。土壌汚染と地盤沈下の苦情は過去に一件もない。

このような状況から伺えるのは、影響が広範囲に及ぶ公害問題の苦情よりも、生活に直接影響を及ぼす事象に関する苦情が多いことである。これは公害のひどかった昭和四十年代においても近年でも同様である。ちなみに昭和四十六年の「公害 第二号」では公害苦情について、「公害苦情は年々増加のカーブを描いておりましたが、最近各企業の間で、公害防止対策が進められ、多少落ち着きをみせました。しかしながら、本市の場合、依然としてマンション建設にともなう特定建設作業の建設騒音およびクレーン騒音等が目立ち、静穏を保持しようとする住民の公害意識向上とあいまって、騒音が苦情のトップを占めております。」と述べている。平成十八年度の公害苦情の発生源をみると、騒音についての苦情三九件中建設作業によるものが二二件を占め、大気汚染でも



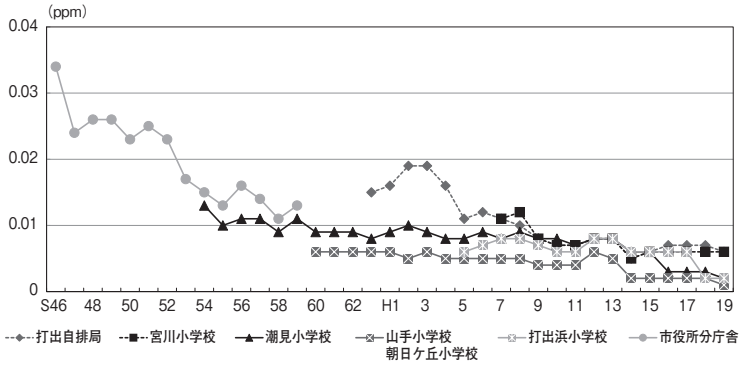
11-2 公害苦情処理件数 (資料)「公害」[芦屋市の環境]

一六件のうち一五件が、水質汚濁一〇件のうち七件が建設作業を原因とするものであり、建設作業が公害苦情の主要な原因である状況は近年も変わっていない。

三、大気汚染と水質汚濁

大気汚染 昭和四十年頃から全国的に公害問題が深刻化していたが、住宅都市である本市も、阪神間に立地する工場や昭和三十八(一九六三)年に開通した国道四三号、昭和四十五年開通の阪神高速道路三号神戸線(以下、阪神高速神戸線と略す)(神戸(西宮)などの影響を受け、大気汚染、騒音などは深刻な状況を呈していた。

大気汚染に関しては、昭和三十八年から市内四か所(芦屋消防署、精道中学校、山手小学校、神戸銀行駅前支店)で簡易な測定方法である二酸化鉛法による硫黄酸化物の測定とデポジット方式による降下ばいじんの測定を開始し、さらに昭和四十一年からは市役所分庁舎で導電率法による硫黄酸化物および浮遊粉じんの測



11-3 硫黄酸化物濃度（年平均値）

*山手小学校は、昭和60年5月測定開始 平成11年4月から朝日ヶ丘小学校へ移設

（資料）「公害」「芦屋市の環境」

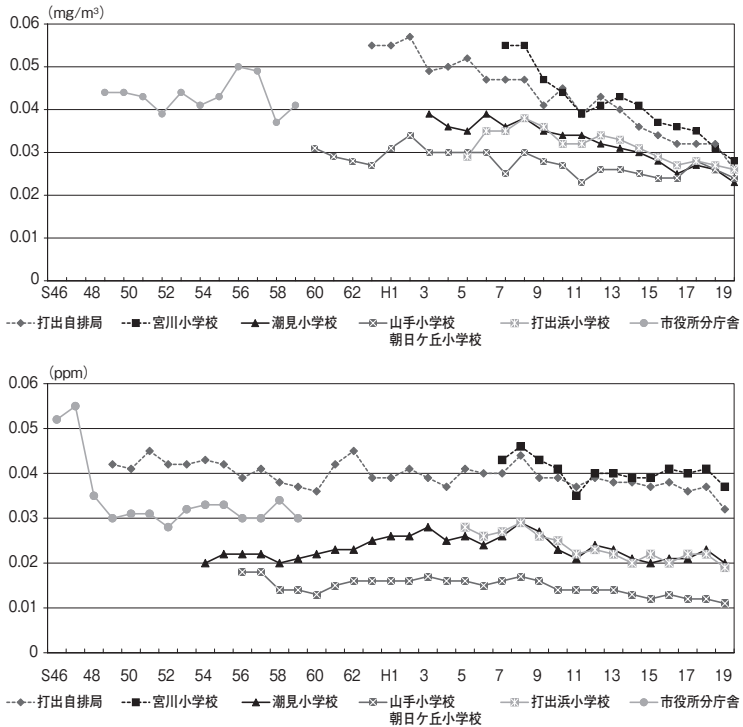
定を開始した。

昭和四十年代には降下ばいじん量は一〇トン／平方キロ／月を越えることもあり、硫黄酸化物濃度は年平均値〇・〇三ppmを示していた。当時の大気汚染対策は、ばいじんと硫黄酸化物に主眼がおかれていた。昭和四十三年に制定された大気汚染防止法により、硫黄酸化物対策としては、ばい煙発生施設ごとに排出口の高さに応じた排出量で規制する排出基準（K値規制）、また昭和五十一年からは阪神・播磨地域（一市三町）の工場または事業場に対して地域全体の排出量を規制する総量規制が適用されていた。これらの規制により二酸化硫黄濃度は徐々に低下し、昭和五十三年には環境基準の短期的評価（一時間値の一日平均値が〇・四ppm以下であり、かつ一時間値が〇・一ppm以下であること）および長期的評価（一日平均値の二％除外値が〇・四ppm以下であり、〇・四ppmを超える日が二日以上連続しないこと）を共に満足するようになる。その後も二酸化硫黄濃度は低下し続け、平成十八（二〇〇六）年度の年平均値は〇・〇〇二ppmと昭和

四十八年当時の一〇分の一以下となっている(11・3)。

ばいじん対策としては、大気汚染防止法に基づきばい煙発生施設の種類・規模ごとに排出基準が定められ対策が進められた。比較的粒子が大きいものについては降下ばいじんとして観測されていたが、それについては硫酸化物と同様に早期に効果が現れた。例えば芦屋消防署での降下ばいじん量は、昭和四十五年の年平均値は九トン／平方キロ／月であったが、昭和五十年には軽微な汚染とされた五トン／平方キロ／月の水準を下回るようになった。ただし、浮遊粉塵および環境基準が定められている浮遊粒子状物質に関しては、改善は容易ではなく、長期的評価により環境基準(浮遊粒子状物質の日平均値の二%除外値が〇・一〇ミリ／立方メートル以下であり、〇・一〇ミリ／立方メートルを超える日が二日以上連続しないこと)に適合したのは、昭和六十年である(11・4)。

窒素酸化物に関しては、工場・事業所のばい煙発生施設(いわゆる固定発生源)に対しては、大気汚染防止法による排出規制のほか、総量規制が適用されている。また、自動車排ガスの影響が強いこともあり種々の対策を講じてきたものの、本市内の沿道の濃度は容易に低下していない。環境大気の汚染状況を常時監視(二四時間測定)する一般環境大気測定局では環境基準を満足するに至ったが、沿道地域の自動車排出ガス測定局では未だに環境基準を満足できていない。すなわち、昭和四十六年八月に県設置で観測を開始した市役所分庁舎では、昭和六十年五月に観測を終了するまでたびたび環境基準を満足できない状況となっていた。観測地のなかで最も国道四三号から離れている山手小学校の結果は、その地での観測が開始された昭和五十六年から環境基準を満足して

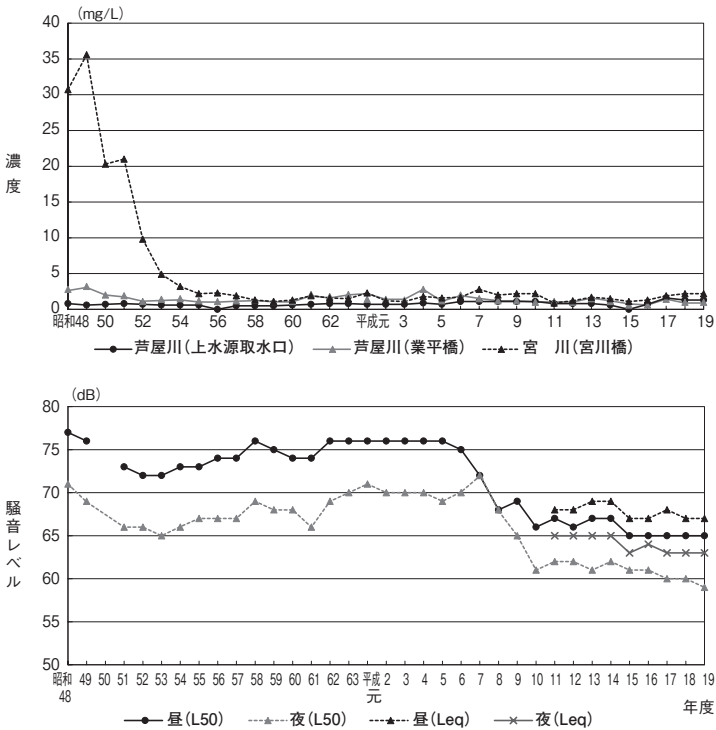


(上) 11-4 浮遊粒子状物質 (年平均) (下) 11-5 二酸化窒素 (年平均)
(資料)「公害」「芦屋市の環境」

いた(11・5)。

水質汚濁 河川水質をみる

と、昭和四十六年には芦屋川で有機汚濁の指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)が一〇ミリ／リットルを超える値を示したこともあったが、その後急激に改善され、翌四十七年以降は、三・五ミリ／リットル以下となった。しかし、宮川は当時三〇から四〇ミリ／リットルとまさにドブ川の様相を呈していた。この宮川の水質も、下水道の整備が進むとともに次第に改善され、昭和五十三年には五ミリ／リットル以下となった(11・6)。



(上) 11-6 河川(BOD)の経年変化 (下) 11-7 国道43号 騒音の経年変化
 (資料)「公害」「芦屋市の環境」

国道四三号および阪神高速道路の騒音は、昭和四十五年度の測定値は七五から八二dbであり深刻な状況にあった。防音壁、車線の削減などの対策が次々と講じられたが目立った効果は現れず、平成七年の阪神・淡路大震災で交通容量が大幅に減少するまでその状況は続いた(11・7)。

四、自動車交通公害

昭和三十八(一九六三)年一月に国道四三号、当時は第二阪神国道と呼ばれた幅員五〇メートルの阪神間の大動脈が開通した。さらに昭和四十五年には阪神高速

神戸線も開通した。同年には国道四三号の九時から五時の調査で一時間あたり五〇〇〇台、阪神高速神戸線は三五〇〇台、あわせて八五〇〇〇台の交通量となっており、既に自動車交通公害は深刻な状況を呈していた。国道四三号の交通量は、阪神・淡路大震災の平成七年まで一日あたり七万から八万台、阪神高速神戸線は一日あたり七万から一十万台と市街地を通過する交通量としてはほかに例をみない量であり、公害の解決は容易なことではなかった。

自動車交通公害は、一貫して公害に関する本市における最大の課題である。昭和四十六（一九七一）年以降、三市協議会を通じて建設省近畿地方建設局や阪神高速道路公団だけでなく、環境庁、建設省、運輸省、警察庁、大蔵省に三市の市長・助役が毎年陳情を行なっている。（省庁などは当時の名称による。）

それにより防音壁の設置（昭和四十七年）、速度規制（昭和四十八年 時速六〇キロから五〇キロへ）、片側五車線のうち夜間は外側二車線を自転車通行帯に指定（昭和四十九年）、民家防音工事助成（昭和五十一年）、緑地帯の設置（昭和五十一年）、速度規制の強化（昭和五十二年 時速五〇キロから四〇キロへ）など、種々の対策が講じられるが、公害についてなかなか改善はみられない状況が続いた。阪神高速道路公団による民家防音工事の助成は昭和五十二年にまず沿道一列目を対象に始まり、平成五（一九九三）年までの十七年間にのべ八九三件、四六億八九〇〇万円が投じられた。その後、昭和五十七年には「幹線道路の沿道整備に関する法律」に基づいて沿道整備道路の指定を受け、沿道整備事業も開始された（11・8）。

平成七年には、国道四三号および阪神高速神戸線沿道の住民を原告とする「国道四三号・阪神高速道路騒音

交通対策	<p>①最高速度規制:国道43号で、60km/hから50km/hへ(昭和48年7月)、40km/h(昭和52年3月)。阪神高速道路神戸線で、80km/hから60km/hへ(昭和49年3月)</p> <p>②夜間の自動車走行規制:22時～翌朝6時まで片側4車線のうち外側2車線を自転車、自動2輪専用通行帯に指定</p> <p>③環境ロードプライシングの試行:阪神高速道路神戸線から湾岸線に交通を誘導するため、大型車の通行料を割引(平成13年11月)</p> <p>④特殊車両通行許可違反に対する取締り:国道43号に取締り基地建設(平成13、14年度)</p>
道路構造対策	<p>①車線削減:国道43号を片側5車線から4車線に削減、外側1車線の緑地化(昭和50年度)。さらに片側3車線に(平成9年)</p> <p>②遮音壁の設置:新型遮音壁、高速遮音壁の設置</p> <p>③低騒音舗装の敷設:国道43号(平成9年12月)、神戸線(平成8年9月)</p> <p>④緑地帯の設置:国道43号の8車線化で、緑地帯を造成(昭和50年度)。平成9年度以降、環境防災緑地帯の整備</p> <p>⑤反響音防止:神戸線の高架裏面に吸音板を設置</p> <p>⑥橋桁の継ぎ目による騒音・振動の軽減:神戸線で連続桁を採用。また既設桁を連結</p>
沿道対策	<p>①沿道整備道路の指定:幹線道路の沿道に関する法律に基づき、国道43号・神戸線を沿道整備道路に指定(昭和57年8月)</p> <p>②光触媒のフィールド実験:窒素酸化物低減のため、国道43号の遮音壁等に二酸化チタンを塗布(平成13年12月～)</p> <p>③土壌による大気浄化のフィールド実験:窒素酸化物や浮遊粒子状物質等を除去するため、43号沿道(尼崎市西向島町)に建設(平成14年7月～)</p> <p>④新型遮音壁の設置:43号(精道町)に設置(平成16年3月)</p>
被害者救済	<p>民家防音工事助成:沿道民家の騒音を軽減するため、夜間の自動車騒音が65db以上で、昭和51年8月以前から居住している住宅を対象に防音工事費用の助成(昭和59年4月からは、騒音が60db以上を助成対象とする)</p>
調査等	<p>①環境監視網の整備:宮川小学校に自動車排出ガス測定局を設置(平成7年度)</p> <p>②騒音調査:43号および神戸線の騒音・振動および交通量調査を実施(昭和56年度～)</p> <p>③窒素酸化物調査:簡易測定法による窒素酸化物調査(昭和62年度～)</p> <p>④健康調査:沿道住民の健康調査(昭和49、50年度)</p> <p>⑤常時観測局の設置:国が3市および神戸市に設置</p>

11-8 国道43号、阪神高速道路神戸線に関する自動車公害対策
(資料)「芦屋市の環境」

排気ガス規制等請求事件」の最高裁判決で、国と阪神高速道路公団の賠償責任が認められ、国は「道路交通公害対策関係省庁連絡会議」を設置し、「国道四三号及び阪神高速神戸線に係る環境対策の検討状況について(中間とりまとめ)」を公表した。具体的には、国道四三号の片側三車線化、低騒音舗装、高架裏面吸音板の設置、緩衝建築物および環境防災緑地の整備など、総合的な対策に取り組むことを表明した。

さらに平成七年の阪神・淡



11-9 環境防災緑地

路大震災を教訓に、国道四三号の沿道一列目を広域防災帯とする環境防災緑地・公園としての整備も始められた（11・9）。

平成十三年には阪神高速湾岸線の開通に伴って、国道四三号・阪神高速神戸線から湾岸線に大型車を誘導し、市街地の大気汚染・騒音の軽減を図るため通行料の割引により交通流を誘導する仕組み（環境ロードプライシング）が試みられた。その後、対象区間および割引率が拡充されたが、未だ自動車交通公害の根本的な解決には至っていない。

五、公害防止事業としての芦屋市総合公園の整備

南芦屋浜に設けられた芦屋市総合公園は、陸上競技場を含む全地面積約一〇ヘクタールの都市公園として平成十五（二〇〇三）年四月に開設されたが、阪神・淡路大震災の教訓をふまえて広域避難地としても位置づけられている。この公園の整備にあたっては、環境事業団の「大気汚染対策緑地建設譲渡事業」が活用された。すなわち、地域住民の健康保持と都市環境の改善を目的として大気の浄化能力を持つ緑地創出事業として環境事業団（平成十六年四月一日から独立行政法人環境再生保全機構に改篇）が用地取得から工事全般を担い、完成後に本市に譲渡するという事業手法がとられた。国道四三号・阪神高速神戸線の代替ルートである阪神高速湾岸線は交通量を削減し、沿道の環境改善には不可欠な道路であるが、湾岸線もその沿

道地域に対しては公害発生源であることから、その影響を緩和するとの位置づけで環境事業団が関与した。

震災後、震災復興の事業を多く抱え、市の財政事情が極度に悪化したなかで進められたため、当初二五三億円で計画されたこの公園整備事業には反対意見も多く、平成十一年度に事業が開始されてからも中止・凍結を求める声は大きかった。そうしたなかで、事業の見直しにより総事業費を当初より六一億円減額し、国庫補助金六一億五〇〇万円、県からの寄付金四四億五〇〇〇万円および旧高浜スポーツセンター予定地の売却収入と不足分は一般財源で賄うことにより総事業費一九二億円（償還利息約二〇億円を含まず）で完成にこぎつけている。

なお、開設後は、多様な企画により利用の促進が図られ、また施設管理においては指定管理者制度が導入され、効率的運営の努力がなされている。

六．芦屋市環境審議会での環境影響評価の審議

平成十（一九九八）年三月に神鋼神戸発電所環境影響評価書案について県知事から市の意見を求められた。市長は環境影響評価の適正な実施を確保するため、本市環境審議会にこの評価書案に対する意見について諮問をした。この案件は、神戸市灘区灘浜東町二番地の神戸製鉄所内に発電出力一四〇万キロワット（七〇万キロワット×二基）の石炭火力発電所を建設しようとするものであった。審議にあたっては、国道四三号などの道路公害が未だ解消されておらず、大気的环境基準は未達成といった状況で、大規模な固定発生源が生活環境に及ぼす影響

について慎重に審議された。すなわち、事業者の公害防止対策、既設製鉄所の排出負荷削減努力を認めるもの、当時の技術レベルの最高の対策を講じるよう求めることとなった。

また、もう一つの特徴は、前年十二月の気候変動枠組条約第三回締約国会議（COP3 京都会議）を受けて温暖化防止への取り組みに関心が大いに高まっていた時期でもあって、二酸化炭素の排出抑制に言及していることである。発電所の年間排出量は、約二〇〇万トン・CO₂とされており、これは「兵庫県地球温暖化防止地域推進計画」の基準年度である一九九〇年度における県の排出量一八七〇万トン・CO₂の約一割以上に相当する量であった。しかし、二酸化炭素の除去技術は確立していないため、地球温暖化防止の取り組みについて関係機関との連携を図り積極的に対応することと、事業所内の緑化に止まらず芦屋市域内外の緑化対策などに参画・協力することを求めた。この緑化に関しては、平成十五年に「芦屋市緑化等環境保全事業助成金交付要綱」が定められ、基金によって平成二十年程度までに八五件の助成に結びついている。

第二節 ゴミ・循環・エネルギー

一．ゴミ

増大の一途をたどったゴミの発生量　ゴミの排出量は、全国的には昭和四十年代に急増し、ゴミ問題が

年	ゴミ排出量(t)	人口(人)	1人あたりゴミ 排出量(g/人・日)	焼却炉能力	焼却炉所在地
昭和 40 年	12,062	63,195	523	40t /日	南宮町 18-17
昭和 45 年	19,879	70,938	768	60t /日	
昭和 50 年	21,214	76,211	763	60t /日	
昭和 55 年	24,273	81,745	814	150t /日	
昭和 60 年	28,639	87,127	901	150t /日	浜風町 31-1
平成 2 年	33,007	87,524	1,033	150t /日	
平成 7 年	32,927	75,032	1,199	150t /日	
平成 12 年	36,174	83,834	1,182	230t /日	
平成 17 年	35,864	90,590	1,085	230t /日	
平成 19 年	34,925	92,456	1,032	230t /日	

11-10 ゴミ排出量および焼却能力の推移
(資料) 環境処理センター

大きな社会問題として顕在化してきたが、本市では早くも昭和三十八(一九六三)年に南宮町に一日四〇トン処理できる焼却炉を整備し、週三回(一部二回)の定日収集を実施し、ゴミ処理についての行政サービスの充実を図ってきた。その後、人口増を上回るゴミ量の増加が続き、昭和五十年には四十年の一・八倍、平成十九年には二・九倍に増加した。一人あたり一日のゴミ排出量は昭和四十年の五三三グラムから、途中オイルショック時の一時的な減少もみられたが、平成元年には一〇〇〇グラムを越え、平成十九年現在では一〇三二グラムに達している。生活が豊かになるにつれ、生ゴミや紙類、プラスチック容器などのゴミや粗大ゴミが増加している。

昭和四十年代当時は、経済の高度成長期で、「ゴミは文化のバロメータ」と語られたように、ゴミ量の増大はむしろ肯定的に捉えられ、ゴミ処理を円滑に進めるための焼却炉整備は市政の優先課題とされてきた。そこで昭和四十五年には六〇トンに能力が引き上げられ、さらに、昭和五十二年に浜風町に一日一五〇トン、また平成八(一九九六)年には一日二三〇トン処理する新炉が建設された(11・10)。

廃棄物処理の近代化と効率化

工場の少ない本市では、ゴミ焼却炉は規模の大きな大気汚染源となりうる施設であり、公害防止には当初から力を入れていた。昭和三十八年建設の四〇トン炉では、高さ五〇メートルの煙突を設けるとともに、遠心力除灰壁、除灰網、温水シャワーで煙中のチリ、臭気を除く除灰装置が付けられたが、これでは不十分とされ昭和四十二年に改めてサイクロンが取り付けられた。

昭和五十二年に全連続式機械炉の一五〇トン炉が浜風町に設けられたが、ここでは電気集塵機が備え付けられ、ばいじん量は大気汚染防止法に定められた規制値の半分以下に抑える能力を持たせた。また、汚水についても冷却水は場外に出さない方式をとり、灰処理や洗車関係の水は活性汚泥、凝沈、イオン交換樹脂吸着を経て下水処理場へ送る方式とし、公害防止に努めた。この施設の総工事費には三三億円を要している。さらに昭和五十九年度には塩化水素対策として有害ガス処理設備が付加された。

その後、平成八年に建設された二三〇トン炉では、バグフィルターを用いた濾過式集塵装置、接触脱硝装置が備えられ、総工事費には一二六億円を費やしている。この金額は平成五年（震災前）の市歳出約七〇〇億円の一八％にあたる多額であったが、この施設整備には国庫補助制度が大いに役立っている。

廃棄物処理施設の国庫補助制度は昭和三十八年に始められた。すなわち、「生活環境施設整備緊急措置法」が制定され、それに基づき同年を初年度とする生活環境施設整備五カ年計画によりゴミ焼却炉の建設に国庫補助金が交付されることとなったが、本市の場合は、昭和三十八年の四〇トン炉ではなく、その後の施設整備で対象となった。昭和五十二年の焼却炉の場合、環境衛生施設費補助率四分の一が基本であったが、公害防止計画の該当

地域であることから、「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」により、二分の一の補助率が適用された。

工 期	昭和51年度～56年度
戸 数	5,700戸
人 口	20,000人
ごみ排出量	1日あたり28t
収集センター	2系列
輸送管延長	約12,000m(約12km)
輸送管径	500mm
投入口	地上投入口100か所、ダストシュート87か所

11-11 芦屋浜廃棄物運搬用バイプライン計画の概要
(昭和51年当時のあらまし)
(資料)「広報あしや」昭和54年2月5日号

ニュータウン建設が支えた環境施設整備　　ゴミ焼却炉は都市に不可欠の施設となっていたが、施設整備を進めるにあたって、用地確保に難渋する例が多い。東京都杉並清掃工場の紛争は昭和四十二(一九六七)年頃から激化し、一九七〇年代に入ると大阪府松原市、徳島市、愛知県津島市ほか一町など紛争事例が相次ぐようになっていた。本市でも下水処理場の立地は周辺住民の反対で計画変更追い込まれたが、ニュータウン内の若葉町に用地を確保し解決した。ゴミ処理施設整備においては、南宮町から昭和五十二年に浜風町に移転し従来の二・五倍の規模で新設されたが、芦屋浜ニュータウン建設と一体的に計画が進められたため、立地問題で大きな支障が生じることなく焼却炉整備は滞りなく行なわれた。海の埋立によるニュータウンづくりは、下水処理場、ゴミ焼却炉整備を通じて本市全域の環境改善に貢献したといえる。

ゴミ管路収集システム　　芦屋浜廃棄物運搬用バイプライン計画事業は、昭和五十一(一九七六)年度から五か年計画で当時の厚生省パイロット事業として芦屋浜シーサイドタウンを対象に人口二万人、一日あたりゴミ排出量二八ト

年 月	分別数	分別区分
昭和 32 (1957) 年	1	ポリペールによるじん芥週 3 回の計画収集
昭和 34 年	2	じん芥、灰がら・不燃焼物
昭和 52 年～	3	粗大ゴミ、可燃ゴミ、不燃ゴミ
平成 4 (1992) 年 10 月～	5	燃えるゴミ、燃えない資源ゴミ (カン、ビン、その他不燃)、大型ゴミ
平成 12 年 7 月～	6	可燃ゴミ、粗大ゴミ、カン、ビン、その他不燃、ペットボトル
平成 16 年 4 月～	12	燃やすゴミ、ビン、カン、その他燃やさないゴミ、段ボール、雑誌・チラシ類、その他紙類、新聞、紙パック、ペットボトル、植木の剪定ゴミ、一時多量ゴミ、粗大ゴミ

11-12 分別方式の変遷

ン(当初計画…可燃不燃混合)の規模で空気輸送施設を整備したもので、昭和五十四年に高層住宅の同居とともに一部で供用が開始された。焼却施設を浜風町に建設すると平行して計画されたものであり、計画的な新しいまちづくりの一翼を担う施設整備であった。関西で初めて地区レベルで計画的に設置されたゴミ管路収集システムであった。

この施設は、投入口から投入されたゴミを一度貯留ピットに溜め、定期的に収集装置を起動させて、輸送管のなかを空気輸送する。ゴミ袋や収集車が必要なくなることから、大阪市が昭和五十一年に森之宮第二市街地住宅で導入したのが日本で最初の事例であるが、その後、全国のニュータウン一〇か所以上に導入された経緯を持つ。当時の計画によると、いつでもゴミを出せるという利便性と都市の美観および収集経費の削減が期待されていたが、近年は施設の老朽化に伴う経費増や分別数の増加で車両収集との併用が避けがたいこと、またゴミの有料化にそぐわないことなどから廃止を検討する自治体が多くなっている。

本市の場合は、南芦屋浜地域にも導入することとなり、それにあわせて芦屋浜地域の設備を平成十(一九九八)年に更新している。平成十八年度のゴミ処理原価をみると、真空収集(パイプラインによる収集)は五万九五六円/ト

年 月	ゴミ減量、再資源化の取り組み
昭和 56 年	資源ゴミ集団回収奨励金制度発足
昭和 56 年	芦屋浜シーサイドタウンにてカン・ビンの分別収集開始
平成 4 年 10 月	燃えない資源ゴミ（ビン・カン・その他）分別収集開始
平成 8 年 9 月	粗大ゴミの再資源化（リユース）
平成 12 年 7 月	ペットボトルの分別収集開始
平成 16 年 4 月	紙資源の回収開始

11-13 ゴミ減量、再資源化の取り組み

ンであり、車両収集（直営分）の四万二二八円／トンより五割近く高くついている。

二．循環・エネルギー

廃棄物処理法から循環型社会形成推進法に基づく施策へ 本市では、昭和三十二（一九五七）年に既に週三回のゴミの計画収集を実施していたが、浜風町に新炉が完成した昭和五十二年からは可燃ゴミ、不燃ゴミ、粗大ゴミの三分別とし、ステーション収集方式に移行した。その後、平成四年には不燃ゴミをカン、ビン、その他に細分別する五分別に、平成十二年にペットボトルの収集を開始し六分別とした。また、平成十六年には紙資源の収集を始め、一二分別に拡大している。

沼津市が、「混ぜればごみ、分ければ資源」を標語に分別収集を始め、積極的にゴミの減量と再資源化に取り組みだしたのは昭和五十年である。本市では、ゴミ管路収集を行っていた芦屋浜シーサイドタウンで、昭和五十六年からカン・ビンの分別収集を始めたのが本格的な取り組みの開始であった。これが全市に広がるには約十年を要し、平成四年に燃えない資源ゴミとして、ビン・カン・その他

の資源回収が始まる。おりしも平成三年四月には国が「再生資源の利用の促進に関する法律」を制定し、また同年十月には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を改正し、排出の抑制や資源化の推進および事業者責務の強化など適正処理の確保を強く打ち出したという状況であった。

本市では昭和五十六年に資源ゴミ集団回収奨励金の制度が設けられた。西宮市では平成九年、伊丹市では平成二年、尼崎市では平成三年から同様の制度が開始されているので、関西では最も早いといえる。全国的にみても横須賀市の昭和五十四年に次いで早かった。

なお、奨励金は一キロあたり六円で、近隣市の三円と比べ高い単価を設定していたが、紙資源収集を開始した平成十六年に四円に改定された。

エネルギーに関係する地域の取り組み・芦屋浜シーサイドタウンの地域暖房・給湯システム 芦屋浜シーサイドタウンの高層ゾーンには、「便利で安全、しかも寒さ知らずの快適な街」をめざし、地域暖房・給湯システムが導入された。株式会社アステム（新日本製鐵、竹中工務店、高砂熱学工業、松下電工、松下興産）および大阪ガスの共同出資で、昭和五十二年五月、芦屋浜エネルギーサービス株式会社が設立され、高層住宅五二棟（三三三四戸）、商業施設、公共施設に昭和五十四年三月から熱供給を開始した。住宅を中心に熱供給する事業としては、札幌市の花畔団地（現石狩市）、千葉海浜ニュータウンの検見川地区、大阪市森ノ宮第二団地につながる事業となった。ただし、エネルギー源は、森ノ宮では森ノ宮清掃工場の余熱で給湯・暖房を行なっているが、本市の場合は都市ガスと灯油であり、省エネの効果は限定的である。熱供給の方法は、地区中央部のエネルギーセ

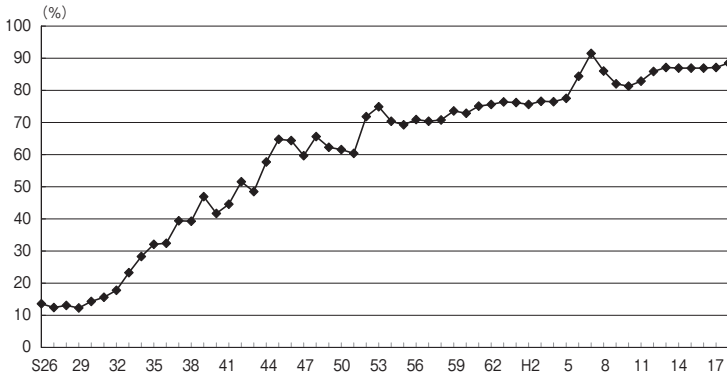
ンターに設置された高温水および蒸気ボイラーで製造した熱を地域導管（地下埋設配管網…延長六万メートル）を通じて全住宅と施設に供給している。また商業施設には蒸気を供給し、吸収冷凍機による冷房をあわせて行なっている。

〈熱供給システムの概要〉

- ・地域暖房用エネルギープラント（高温水ボイラー）で二五〇度の温水↓地区内一二か所のサブステーション（熱交換器）九〇度の温水↓全住戸、商業施設、スポーツ施設
- ・各住戸・熱交換装置（暖房設備）により全室に温風を送る。また、摂氏六〇度の温水を台所、浴室、洗面所の三か所に給湯。
- ・商業施設・高温水による暖房設備のほか、同センター内の上記ボイラーからの蒸気による冷房。
- ・スポーツ施設・高温水による全室暖房と給湯。

三、水道の整備

本市の水道事業 本市の近代水道の歴史は古く、早くも昭和十三（一九三八）年に当時の精道村が上水道の給水を開始し、昭和十四年には六麓荘の水道施設を村営水道に統合している（第一期拡張工事）。高級住宅地としての発展に水道の整備が欠かせなかつたためである。戦後昭和三十一年に第二期拡張事業として岩園甲南団地への給・排水施設を整備し、さらに昭和三十七年に第三期拡張事業として高座川浄水場、六麓荘貯水池の建設、



11-14 阪神水道からの受水率
 (資料) 『芦屋市水道通水 50 年史』 『芦屋市水道 70 年史』

昭和四十二年に第四期拡張事業として奥山貯水池の建設、昭和五十年の第五期拡張事業で芦屋浜への給水拡大、昭和六十年第六期拡張事業で奥池地区の統合、そして平成八（一九九六）年第七期拡張事業で南芦屋浜への給水拡大と発展してきた。創設事業の規模は計画給水人口五万人、一日最大給水量八二五〇立方メートルであったが、現在の第七期拡張事業は計画給水人口九万四一〇〇人、一日最大給水量五万七〇〇〇立方メートルとなっており、計画人口は二倍弱に、給水量では六倍に拡大している。

水源は当初芦屋川のみであったが、昭和二十年八月二十一日から淀川を水源とする阪神水道企業団からの受水を開始し、以後に淀川への依存度が高まっていく。11・14は『芦屋市水道通水五十年史』および『芦屋市水道七十年史』に記載されていた阪神水道の受水率をグラフで示したものであるが、現在では約八八%を淀川に依存している状況に至っている。

しかし、給水量の一割程度ではあるが現在も芦屋川の水を水

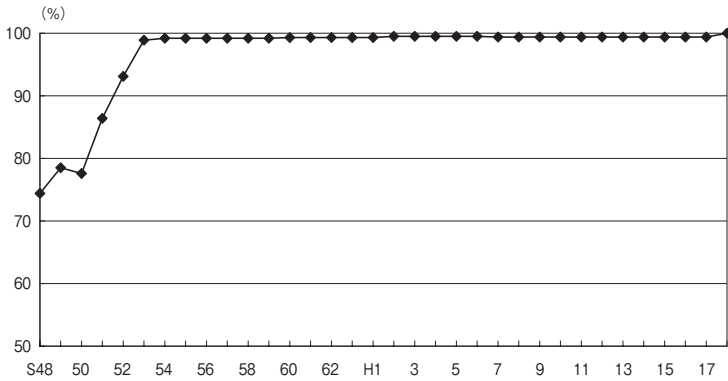
道水源として利用していることは意義深い。高度成長期に淀川の水質は次第に悪化し、琵琶湖では赤潮が発生し、昭和四十年代半ばより水道の異臭味問題が起ころうになった。それに対応するため、阪神水道企業団では平成五（一九九三）年から順次高度処理施設の整備を進め、平成十三年からは全量高度処理水を供給するようになった。

一方、芦屋川は清浄な水質を保っていたので、昭和十三年にできた奥山浄水場は旧来の緩速濾過による浄水方式を現在に至るまで継承している（ただし、同様に芦屋川を水源とする奥池浄水場は急速濾過方式をとっている）。小規模ではあるものの水道水源である六甲山系を保全してきたことによる恩恵を今でも享受している。

四．下水道の整備

下水道整備計画

本市では下水道整備に早くから取り組んでおり、まだ精道村であった昭和十（一九三五）年から一〇か年計画で工事を始め、終戦後には一応の完成をみていた。もともと、下水管の整備だけでなく、集められた下水は無処理のまま海へ放流されていた状況であった。昭和二十九年には、「国際文化住宅都市下水道事業第二次工事」として、JR神戸線から南の全域を下水道区域とし、昭和三十年から十年間で総工費三億八五〇〇万円、計画人口八万四二七〇人、排水面積六六一ヘクタールの事業が計画された。この計画に沿って伊勢町にポンプ場が設置され、また中級処理の終末処理場を設ける計画としていたが、この終末処理場建設については、周辺住民の反対で昭和三十九年に中断、県公害審査会に調停が申請され、その後の計画の大幅変更へ



11-15 下水道普及率 (資料) 下水道課より

とつながった。

下水道整備が再び軌道に乗り出したのは、昭和四十六年のことである。県企業局の手で始められた芦屋浜海浜埋立事業を機に、難航していた処理場用地を市街地内ではなく新たに造成される芦屋浜埋立地に求めることでようやく道が開けた。昭和四十五年に「第二次下水道事業計画」が立案され、昭和四十六年から七か年で高級処理ができる処理場建設と奥山を除くJ R 神戸線以北の管渠敷設かんきょを行なう「芦屋市下水道整備七か年計画」が策定された。特に処理場については、水処理施設を半地下式とし上部にテニスコートと緑地を設け、隣接して計画された公園との一体的利用を図るもので、防臭・美観に大いに配慮していた。終末処理場が完成し水洗化が開始されたのは、昭和四十九年一月で、このときは簡易処理でのスタートであった。

既にJ R 神戸線以南の管渠布設は終わっていたため、昭和四十八年度末の下水道人口普及率は七四・四%となった。芦屋市下水道整備七か年計画の終了時である昭和五十二年度末には九三%に



11-17 親水公園の水路



11-16 せせらぎ広場

達し、昭和五十四年度末には九九・二％と、全市下水道化がほぼ達成し、全国的にも下水道の先進都市といえるようになった。平成十八（二〇〇六）年度六麓荘地区の整備完了をもって普及率一〇〇％達成した（11・15）。

南芦屋浜の高度処理とせせらぎ広場

南芦屋浜の下水処理を担う南芦屋浜

下水処理場は平成十三（二〇〇一）年四月に運転を開始した。阪神・淡路大震災の教訓をふまえ、この処理場は市民に親しまれる施設をめざすとともに、地域の準防災拠点として位置づけられている。大阪湾の富栄養化防止のためチツソ・リンを除去する高度処理を施しさらに膜処理したうえで、場内に設けられたせせらぎ広場（11・16）に修景水として利用している。また仮設トイレを設置できる区画が設けられており、災害時には処理水をトイレ用水として使用できると備えられている。

せせらぎ広場での水遊びの様子や、また再生水を流す親水公園の水路（11・17）の姿は水辺環境づくりの一つの事例となった。

五、阪神・淡路大震災と循環系インフラの修復

震災は電気、ガス、上下水道などライフラインに大きな被害をもたらした。

水道は地震発生から約三時間後には全市で断水し、下水処理場は直後に処理を停止している。水道がその機能をほぼ回復するには一か月半を、下水道は半月を要した。ガスも地震直後に市内全域で供給停止となり、その復旧には約三か月を要した。また、電気については地震直後市内全域で停電したが、当日の午前八時には送電が再開され、市内西部の一部を除き即日復旧した。

水道の被害状況 浄水場の被害状況は、奥山貯水池の取水塔が傾斜し、本谷、椿谷取水口はクラックによる漏水が発生、芦屋川取水口は岩石崩壊により取水施設が全壊した。奥山浄水場、六麓荘浄水場でもクラック発生による漏水や配管類が損傷を受けた。朝日ヶ丘ポンプ場、第一中区、第二中区、低区配水池においても被害が発生していた。

配水管（ ϕ 五〇ミリ以上）の損傷は市域全体で二九七か所、給水管の被害は公道内（ ϕ 五〇〜 ϕ 一三ミリ）では三八二件、民地内は二九三四件であった。これらの損傷により、市内の配水池は、三時間程ですべて空になり、地震発生当日の午前九時頃には全市域が断水状態となった。

応急給水活動 一月十七日午後から病院、一部避難所へポリ容器（二八リットル）での応急給水を開始し、翌十八日からは、全国の自治体、自衛隊、民間団体の応援（ピーク時には六二団体、一二八台の給水タンク車と三二九人）によって給水を行なった。

震災三日目頃からは、海上保安庁や家島町、下津町の所有する給水船で、甲子園フェリー乗り場、芦屋浜シーサイドタウンにあるヨットハーバーなど係留可能なところを給水基地として補水することができた。その後、阪

月/日	復旧	復旧率(%)	延長(km)	給水可能戸数
1/17	震災	-	-	-
1/23	応急復旧開始	-	-	-
1/25	給水開始	4.0	6.7	1,300
1/31	2週間後	29.8	54.5	9,900
2/7	3週間後	60.3	110.3	20,100
2/14	4週間後	73.0	133.6	24,380
2/21	5週間後	91.5	167.4	27,600
2/27	応急復旧完了	96.0	175.7	30,900

11-18 水道の復旧状況
 (出典)『阪神・淡路大震災 芦屋市の記録'95～'96』

神水道企業団から日量三六〇〇立方メートルの水が奥山浄水場に送水可能になり、応急給水基地となった。

復旧活動 送・配水管も市内全域で相当の被害を受けたが、奥池地区は被害が比較的少なく、一月二十三日には奥池地区の全戸に給水が可能となった。しかし、市街地については、復旧までに相当の時間を要した。

全国の四八自治体から復旧応援の協力を得て、震災二週間後の一月三十一日には全市の復旧率約三〇%、三週間後には六〇%にまで復旧できた。その後、倒壊家屋で復旧不可能な地域を除き二月二十七日に応急復旧を完了し、通水率は九六%まで回復した(11・18)。

下水道の被害状況 芦屋下水処理場では圧送管の破断や汚泥処理補機、ポンプ類、電気関係などが被害を受け、処理機能を停止した。また、南宮ポンプ場、大東ポンプ場などにおいても放流管、放流渠やポンプ吐出管で亀裂や破断などの被害を受けた。

管渠については、本管総延長約二二〇キロのうち約二四キロが被災し、埋立地では地盤の緩みや管路が逆勾配になる被害が多くあった。取付管については約一万五〇〇〇か所設置されているが、約二二〇〇か所に管の破損や継手

種類	総数	被害箇所数	割合
(1) 雨水	1161	459	39.5%
(2) 汚水	9733	2274	23.4%
合計	10,894 か所	2,733 か所	25.1%

種類	管渠	距離	参考
(1) 破損	雨水	5km	総延長 雨水 30km 汚水 190km 合計 220km
	汚水	19km	
	合計	24km	
(2) しゅんせつ	雨水	11km	(しゅんせつのうち要補修 20km)
	汚水	16km	
	合計	27km	

(上) 11-19 マンホールの被害状況 (下) 11-20 管渠の被害状況
(出典) 『阪神・淡路大震災 芦屋市の記録 '95～'96』

部のズレがあった。また、マンホール約一万一〇〇〇か所のうち約二七〇〇か所で突出・沈下・破損・亀裂・ズレなどの被害があり、芦屋浜地区では液状化現象による被害が特に大きかった。マンホール、管渠の被害状況を11・19・11・20に示す。

復旧活動

地震直後より大阪府および府下各市の職員、日本下水道事業団の職員、各プラントメーカーの支援を受け、応急復旧や被害調査を開始した。特に日本下水道事業団（ボランティア）には、災害査定調査、設計、現場監理など三月末まで協力を得て、下水処理場の機能は一月三十一日に回復した。

一方、管渠の被災状況調査や応急復旧には大阪・京都の両府および府下市町職員や民間業者の支援を得た。また、管内TVカメラ調査には民間一三業者が対応した。平成七年一月二十六日宮崎市からバキューム車二台と五人の支援を受けたのははじめとして、その後二市からバキューム車二台の支援を受け、民間ボランティアからも一台と二人の支援を受けた。排水設備の実態調査には四市町から、管渠の調査や応急復旧支援には五〇団体のべ二二〇〇人の支援を受けた。

本格的復旧に係る調査・計画・設計・現場監理には、一二の自治体から各々一人ずつの長期支援を受けた。

廃棄物処理施設の被害状況

環境処理センターでは、地震により受入供給設備（プラットホーム出入口シャッター、トラックスケール、ゴミ供給クレーン）、余熱利用設備（熱交換機、温水配管）、通風設備（電気集塵機入口エキスパンション、空気予熱器）、燃焼設備（後燃焼ストーカー）、燃焼ガス冷却設備（ガス冷却室、冷却水中水供給管）、破碎設備（破碎機、機械基礎）が損傷した。また、ゴミの焼却に不可欠な冷却水に下水処理水を利用してはいたが、下水処理場も機能を停止していたため冷却水の供給がストップした。被害箇所を補修し

稼動にこぎつけたのは、二号炉が平成七年一月二十日、一号炉が一月二十五日であった。

廃棄物運搬用パイプライン施設も多く箇所被害にあった。復旧は平成七年二月二十一日となった。

震災廃棄物の処理

倒壊家屋だけでなく、隣家へもたれかかるなどして危険な状態になっている家屋も多数あった。住まいの基本条件を欠いた廃棄物とみなしうるこれらの散在物を速やかに除去・処分する必要があった。最終処分場を持たない本市では、県企業庁の協力を得て埋立工事が進んでいた南芦屋浜に一時仮置きすることとした。ただし、通行路である浜風大橋も被害を受けており、その復旧までの間は、芦屋大学グラウンドを仮置場とし、三万五〇〇〇

投入口破損	8基
輸送管破断	23か所
点検口管破断	10か所
伸縮継手変形	59か所
貯留ビット配管貫通部歪み	15か所
マンホール変形	46か所
配管架台変形	4か所

11-21 廃棄物運搬用パイプライン施設の被害状況
(出典)『阪神・淡路大震災 芦屋市の記録 95～96』

泉大津沖埋立処分場	海上運搬	平成7. 3. 16～平成8. 2. 28	39万9000t
	陸上運搬	平成7. 4. 1～平成8. 6. 15	4万t
尼崎臨海西部	海上運搬	平成8. 3. ～平成8. 5.	7万4000t
	陸上運搬	平成8. 6. 7～平成8. 6. 31	2万t
南芦屋浜	埋立用材として投入	平成8. 2～6月	9万7000t
民間処分場	敦賀市・上野市・三重県明和町の民間処分場		13万3000t

11-22 震災廃棄物の処分量
 (出典)『阪神・淡路大震災 芦屋市の記録'95～'96』

トン进行仮置きした。

震災に伴う廃棄物量は、九五万二〇〇〇トンと推計された。これは一般廃棄物量の約三十年間分にあたる量で、しかもほとんどが可燃物、金属、不燃物、大型家電製品などが混載されて搬入される状況にあり、分別および可燃物の焼却にかなりの時間を要した。

南芦屋浜の仮置場に大がかりな選別プラントを設置したが、十分な選別ができるようになったのは九月になってからであった。仮設焼却炉(焼却能力五〇トン/日、二基)を設置し、平成七年八月一日から翌年六月二十六日まで稼働させた。この間の焼却量は四万九〇〇〇トンに達した。このほか、市焼却炉で二万トン焼却し、また、西播磨地区(姫路・相生・赤穂市)、猪名川町、橋本市・御坊市、また横浜市にも日本貨物鉄道株式会社(JR貨物)にて鉄道輸送し合計二万三〇〇〇トンの焼却を依頼した。仮設焼却炉設置までの平成七年二月十五日から四月三十日の間は、木材を現地処分した。

なお、平成七年七月頃までは分別が進まず搬出量が少なかったため、仮置場には長さ一五〇メートル、幅二五〇メートル、高さ三〇メートル、約六〇万立方メートルと推定された廃棄物の山ができた。平成七年十一月中旬、この山の内部

から自然発火、また選別した木くずの山も平成八年一月に自然発火した。

震災廃棄物の処分

不燃物および焼却残等の処分量は約七六万トンに達した。その半分はフェニックス事業（大阪湾広域臨海環境整備センター）の泉大津沖埋立処分場へ海上運搬により搬出処理を行なった。また、尼崎臨海西部地区（財団法人兵庫県環境クリエイトセンター）および南芦屋浜でも処分したが、一部は民間処分場にも搬出した。焼却灰および積出し基地閉鎖後のがら類は、陸上運搬により尼崎基地へ搬出した。

災害廃棄物の処理の完了は平成九年度末であるが、南芦屋浜が開発初期の段階にあり、空地であったことは本市にとって幸いなことであつた。

第四節 生活と環境

一 生活環境の保全と創造

緑ゆたかな美しいまちづくり条例の誕生

第二次世界大戦により市内全域に戦禍を受けた本市は昭和二十六年（一九五二）年に「芦屋国際文化住宅都市建設法」の制定を実現し、まちの将来の指針を明らかにした。しかし、その後、本市の住宅地の質と立地条件に着目した開発事業が相次ぐようになる。その状況を危惧した市民のなかから、同法の精神を十分浸透させるために市民の共通指針を成文化することが発案されて、昭和三十九年に

「市民憲章」が制定された。同憲章では芦屋市民が国際文化住宅都市の市民であることに誇りをもって、芦屋をよりよく美しく明るく豊かにするために、①文化の高い教養豊かなまちをきざく、②自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつむ、③青少年の夢と希望をすこやかに育てる、④健康で明るく幸福なまちをつくる、⑤災害や公害のない清潔で安全なまちにする、という五つの規範を示している。市民憲章は昭和四十八年に成立した「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」に反映される。

「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」は第一条において「芦屋市民のより健康でより文化的な生活を確保するため緑と清潔さに代表される市民共有の環境美の維持向上を図り、芦屋市総合計画の基盤となる良好な生活空間を創造する」と総論を述べ、第六条（市民の緑化義務）ではすべての市民は、占有する家屋の敷地または空地に樹木、花などを植栽し、進んで緑の環境を高めるよう努力を定めている。また第二九条では近隣に迷惑をかける義務を、第三〇条は騒音障害の防止義務等、第三二条は日照障害の防止義務、第三三条は愛がん動物に関する規制などを定めた。このように本条例はすべての市民および事業者が美しいまちづくりをするという総論を共有して、騒音、日照障害、飼育動物などによって他人に迷惑をかけないよう積極的に住みよいまちづくりに貢献することを明文化したものである。それによると緑の保全区域における木竹の伐採、工作物の新築または増改築・移転、宅地の造成などによる土地の形質の変更、屋外広告物の表示掲載などの行為は市長に届け出ることが義務であるとしており、届出内容が良好な緑の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、計画変更などの指導や勧告を行なうことができるとし、土地所有者に対してそれに要する費用の一部または全部を補助するとい

う補償も盛り込んだ。同条例は生活環境の視点からみると、緑のまちづくりにおける市民の役割について具体的に富み、近隣に迷惑をかけない市民の義務を明文化し、さらに、違反などで生じる生活環境上のトラブルを調停する紛争調停委員の仕組みを作るなどの三つの特徴をあげることができる。

条例の制定に伴って昭和四十九年「芦屋市宅地開発等指導要綱」や「芦屋市日照障害等の防止に関する指導要綱」また「芦屋市生活環境騒音に関する指導要綱」などが制定された。指導要綱は条例において事業者や市民が遵守すべき規制基準を明示したものである。例えば生活騒音について、設備音（クーラー、換気扇など空気調節の用に供する設備から発生する音）、音響機器音（楽器、テレビ、ラジオ、蓄音機などから発生する音）、動作音・作業音など（人の動作、作業に伴い発生する音）、人声音（歌声、怒号、会話など、人が集会などに参加した場合に発生する音）など、主として居住の用に供する場所における日常の生活活動のなかで発生する騒音とし、市民生活で発生する騒音を対象にして、行為者が遵守すべき許容限度などを定めている。

その後、平成八（一九九六）年四月には芦屋市環境づくり推進会議が設置され、本市の環境づくりを市民、事業者および行政の連携により推進することとなった。また、「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」は平成十一年三月に全面改正された（後述）。

まちなか衛生行政の変化 昭和二十九（一九五四）年に清掃法が施行された。清掃法では毎年一回以上、市町村長が定めるところにしたがって、全市（町村）をあげて「一斉大掃除」をすることを全国の行政と住民双方に義務づけた。同法によれば、行政は市民に環境衛生上必要な実地指導ができた（第一六条第三項）。行政主導

による一斉大掃除は、明治三十（一八九七）年に「伝染病予防法」を、明治三十三年に「汚物掃除法」を制定して、伝染病対策のために汚物を掃除し清潔を保持することを土地の占有者に義務づけたことに由来する。「汚物掃除法」では(1)宅地及び家屋内外の掃除、(2)室内の採光及び換気、(3)畳、敷物等を日光にさらす、(4)床下の換気を十分にし、湿潤著しい所には乾燥した土砂の類を散布する、(5)汚水が停留している所や湿潤の著しい所は埋めたり、排水を十分にする、などと具体的な清潔方法を定めており、第二次大戦以前には大掃除が終わると市の職員が床下まで隈なく検査して、合格、不合格が一目瞭然にわかる検査証を貼るほどに厳しかったといわれている。清掃法は突然につくられたものではなく古くからの慣習的行事を踏襲し形を変えたものである。

本市は昭和三十年に「清掃条例」を施行した。しかし昭和二十六年の芦屋市弘報（五月二十日号）に一斉大掃除の関連記事がみられ、清掃法施行以前から既に実施されていたことがわかる。昭和二十七年の弘報では、大掃除の実施日が七日間として、第一日は環境整備の日、第二、三日は一斉清掃の日、第四日は便所清掃およびごみ箱等の改修の日、第五日は下水清掃の日、第六、七日はネズミまたは昆虫駆除の日と割り振りしていたことを伝えている。

ところで「一斉大掃除」は居住者自らが住宅を定期的に点検する機会となり、住宅の維持保全に大いに役立ってきた。当時の本市の広報には大掃除に限らず台風や長雨後に、住宅の点検・修繕を促す記事がみられる。つまり、かつては行政が住宅の安全・保健上の指導をした時代があったのである。しかし医薬・公衆衛生学が発達して「一斉大掃除」の衛生的必要性が弱まったことに加え住生活が大きく様変わりして、家具、畳に至る家財を屋



11-23 阪神・淡路大震災の全壊住宅（モルタルが落ちて腐朽した壁が露出した。管理の重要性を再確認）

外に搬出する大掃除のスタイルが生活様式に馴染まなくなってきた。さらに「一斉大掃除」が大量の廃棄物の排出を促すと指摘されるようになり、昭和四十六年に施行された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって

「一斉大掃除」は廃止された。しかしながら、のちの阪神・淡路大震災では、住宅の点検・修理の度合いが家屋の被害の大小に影響したことがわかってきて、住宅の長寿命化のために「一斉大掃除」の役割を再認識されるようになった（11・23）。

さらに、まちなか衛生行政の柱の一つに衛生害虫・ネズミの駆除がある。昭和二十六年十二月二十日号の芦屋市弘報に発疹チフスの予防にネズミの駆除と薬剤散布の記事が掲載された。昭和二十八年七月二十日号の芦屋市弘報にはネズミを一匹十円で買い上げるといふ記事がみられる。昭和二十九年に蚊・ハエも加わり、翌年はモデル地区を決めて行政が草むらや公園などに薬剤を散布すると同時に希望者にDDTまたはBHCを配布し、ネズミについては殺そ剤を配るなど、撲滅運動が展開された。蚊・ハエの駆除に対する市民の要望は高く、昭和三十九年の世論調査で、「道路改良」と並んで市にして欲しい仕事の二番目にあげられた。そうした世論に後押しされるように本市は昭和三十九年には空陸立



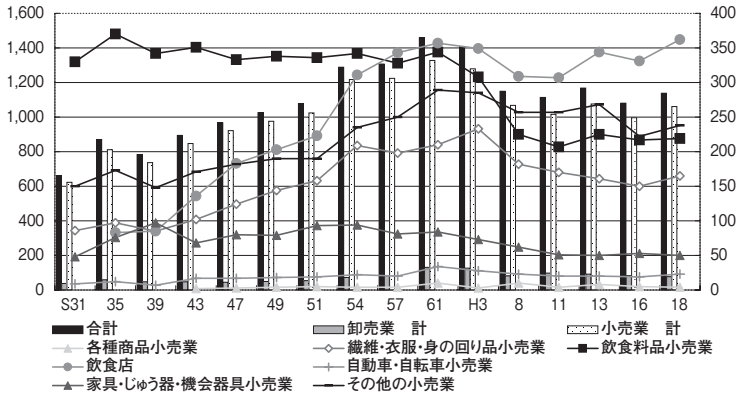
11-24 ヘリコプターからの殺虫剤散布
「広報あしや」 昭和43年6月5日号

体作戦と称して、自動車による散布に加えてヘリコプターで空から薬剤散布をするようになった(11・24)。しかし、薬剤の空中散布は健康被害が全国的に心配されるに至って、昭和四十五年に中止され、自動車による夜間の一斉散布に変更された。さらに大がかりな薬剤散布は害虫以外の生き物も犠牲になると指摘されるようになり、昭和六十年以降は下水道や溝などの発生源への散布と、希望者への薬剤の配布に留まっている。その後はかつてのような生活指導に至る手厚いまちなか衛生行政は姿を消し、芦屋市環境衛生協会を中心とした「わがまちクリーン作戦」やポイ捨て禁止などの美化活動に委ねられるようになった。やがて環境衛生から環境負荷低減へ

と重点が変わっていった。

住宅都市の変化 11・25は本市

内の小売業と卸売業の経年変化を表している。これによると、本市は古くには飲食料品店がほかの種類に比べて明らかに多く、市内在住者が自宅で営む身近な小売店が多かった。これは住宅都市芦屋市の顕著な特徴であろう。しかし時代が新しくなるにつれて、飲食料品店が減少の一途



11-25 小売業と卸売業の経年変化 (資料)『新修芦屋市史』『市統計書』

をたどる。そして飲食料品店の減少から約五年遅れて繊維・衣服・身の回り品店などほかの業種も減少し始める。反面、昭和三十一年(一九五六)年に二〇〇件しかなかった飲食店は増加傾向にあり、昭和五十七年頃を境に、飲食店の数と、飲食料品店の数が逆転した。

小売・卸売業の分布状況は、昭和四十年頃までは国鉄(現JR)・阪急・阪神電車の駅前商店街や国道二号、本通、三八通、打出商店街、大原市場などが中心で、そのほか、居住用住宅との併用(併用住宅)による小売り商店が目立つが、その後大型小売店が進出し、しだいに、上記の地域以外に宮川・芦屋川沿道をはじめ、住宅地のなかに飲食店やブティックなどが線状、面状に軒を連ねるようになった。それに伴って、利用者は近隣住民だけでなく、市外からの流入者が増加した。特に住居専用地域に立地する飲食店が夜半まで営業する傾向があり、近隣騒音も多様化した。

「パチンコ屋やラブホテルなどをつくらない」ための建築等の規制に関する条例の制定 本市が国際文化住宅都市として発展する

なかで、現在まで本市内にパチンコ屋がないことも生活環境上の大きな特徴である。パチンコ屋の建設計画は過去に幾度か持ち上がったことがあるが、パチンコ屋、ラブホテルなどの風俗営業を認めない伝統的な市民意識などにより施設建設を阻んできた。それにもかかわらず、パチンコ屋の建設計画が何度も浮上したことから、芦屋警察署、市議会、市青少年育成愛護協会などは市民意識のみに頼るだけでなく、規制を伴う制度を制定するべきであるという要望書を提出した。それを受け、本市は条例などの制定に向けての作業を進めていたが、平成七年一月に発生した阪神・淡路大震災によってその作業を中断せざるを得なくなった。そんな時に被災により生じた芦屋駅周辺の空地に新たにパチンコ業者が進出する動きが明らかになった。そのために早期に条例制定の請願が提出されるなど、市民の要望が強く、平成八年「芦屋市生活環境保全のための建築等の規制に関する条例」が制定された。これによって業者がパチンコ店建築の届出を取り下げたので、本市では現在もおお、パチンコ屋が存在しない生活環境が守られている。

二二 市民の環境意識の高揚

大量生産・大量消費と消費者問題の発生

わが国は昭和三十（一九五五）年以降にとられた所得倍増・高度経済成長政策によって、戦後の貧しい時代から経済的に立ち直ることができた。やがて、国内購買力が向上するにつれて、多くの生活必需品は自給から商品化、工場生産化へ進んだ。また、五十年代には紙おしめに代表されるような使い捨て商品が次々と開発され、商品は便利さ、快適さを求める国民のニーズにこたえていく。そして

「消費者は王様です」のキャッチフレーズとともに、大量生産・大量消費、大量廃棄を美德とする生活様式に変貌していくことになる。しかし同時に、商品偽装など商品の安全性や価格に対する不信や消費者被害に関する社会問題がクローズアップされるに至った。このように、生活財の商品化が進むにつれて生活環境の悪化も目立ちはじめ、生活を守る市民運動が起きてくる。

灘神戸生活協同組合の生活環境を守る活動

本市で生活を守る市民運動を取り上げる場合には大正十(一九二二)年に賀川豊彦氏らの指導のもとで阪神間に在住者によって創設された協同組合を母体として生まれた灘購買組合(以下生協という)に言及する必要があるだろう。昭和六(一九三一)年には既に生協芦屋出張所にセミ・セルフサービス方式の店舗がおかれ、本市は市民生協の先進地域となった。昭和四十年に入ると「油



11-26 生協で考案されたマイバッグ

を上手に使いましょう」運動、昭和四十八年に防錆剤の一つであるAF2無添加の豆腐への切り替えや、有機リン洗剤に代わって、リンを含まない粉石けんや、再生紙を利用したトイレットペーパーなどの開発販売を進め環境問題に取り組んだ。また昭和四十九年には「包装紙の節約のためのコープバッグ(11・26)の使用運動」、昭和五十三年には買い物袋再利用運動(既使用プラスチック製買い物袋の再利用者に五円還元する制度)、昭和五十年空き缶の回収、昭和五十四年には「世界の子どもたちにバケツ一杯

の水を」と題した募金キャンペーン、昭和五十九年ボタン型電池や牛乳パック、ペットボトル、瓶の回収、など環境負荷低減運動にいち早く着手した。再利用運動とそのサービス業務は容器包装に係る分別収集及び商品化の促進等に関する法律（平成七年制定）の成立よりも二十年も早く取り組み、市民の環境意識の向上に影響を与えた。

芦屋市消費者協会の消費者運動

昭和四十三年に消費者保護基本法が制定された。それをきっかけに、本市の市政モニター経験者や地区婦人学級生による消費生活改善グループを母体として、昭和四十八年に芦屋市消費者協会が誕生した。同協会は芦屋市消費者センターと協力し「PCBの現状と対策」を皮切りとして、「AF2その後を考える」、「ふえる公害魚」、「合成洗剤と石けん」、「工業製品になった畜肉」など消費者の視点からの講演会の開催や、アンケートなどを通して生活に迫り来る環境問題の研究会を重ねてきた。また、昭和五十三年には資源再利用のために家庭用品修理会を実施している。滋賀県が「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」を制定したのを受けて昭和五十七年には「石けん使用推進キャンペーン」に取り組み、協会独自の洗濯用粉石けんの普及に取り組んだ。一方、生活財の輸入が拡大するなかで、安全な国産米を安定的に供給を受けるために、昭和六十三年滋賀県中主町（現野州市）農家と契約して特別栽培米を市内の米穀店を経由して共同購入できる仕組みをつくった。また、平成十四（二〇〇二）年には広報あしやの環境臨時号をリサイクル推進会議と同協会が共同で編集し、「マイバッグキャンペーン」を実施したり、衣服のリサイクル教室を開いたりしてきた。（第二章第五節参照）

消費者を守る運動から生産者を育てる活動への転換

昭和四十五（一九七〇）年頃から、近隣コミュニティ

などの小さな単位での共同購入グループが次々と誕生し、グループ独自のアイデアと信念で産地直送運動を展開してきた。これらの運動は家族の健康を預かる立場の主婦が食卓の安全性を企業任せにせず、自らが選んだ安全な食品によって守りたいと始めたものが多い。しかし多くのグループは運動を展開していくなかで、消費者個々のニーズがかえって食の安全を脅かしている現実にも直面するようになった。特に流通が複雑になるにつれて、安全な農作物は座して手に入るものではなく、有機農業をめざす生産者を消費者自らが支えなければならぬことに気がつくようになり、消費者の消費態度を育てる取り組みに転換していく。このような取り組みはその後の有機野菜の流通を広げる上で大きな影響を与えた。やがてこれらの運動は食の安全性のみならず、生活様式のあり方から環境負荷の原因を削減する行動へと発展していった。

三、後世につなげるための新しい生活環境の創造

緑ゆたかな美しいまちづくり条例の全面改正

平成十一（一九九九）年に緑ゆたかな美しいまちづくり条例

が全面的に改正された。新たな条例は平成七年に阪神・淡路大震災で被災した経験から、「環境の恵みとその有限性を認識し、日常活動を環境に配慮したものに改め、自然と人間が共生する、環境への負荷の少ない自立・循環型の社会を形成する」ために、市・事業者および市民がそれぞれの役割を自覚して参画と協働することを強調した。

生活環境面では、まず、環境負荷を低減するための環境管理に取り組み、廃棄物の減量化を推進すること、環境負荷の低減に資する製品の利用を促進することを通して環境適合型社会の形成に努力すること、環境の状況を把握することに努め、広域的連携と、環境教育及び環境学習の推進を的確にするために環境に関する情報を提供することを宣言した(第二章)。そして環境負荷が少ない自動車の普及を促進して公害の防止を図るとしている(第三章)。第四章では、野生生物の保護を取り上げて野生生物保護地区を指定し、同地区内の野生生物の生息環境を守るにあたって①木竹の伐採、②木竹以外の植物の採取・又は損傷、③建築物その他の工作物の新築・増改築、④宅地の造成・開墾・土地の形質の変更、⑤水面の埋立て、⑥土石類の採取、⑦そのほか、野生生物の保護に影響を及ぼすおそれのある行為などの届出を義務づけた。次に第五章において①緑のまちづくり、②清潔なまちづくり、③住みよいまちづくりの三つのまちづくりを提唱し、まちづくりを重視する姿勢を打ち出した。第五章の内容は基本的には前の条例に準じているが、土地などの所有者の義務、公共の場所などの管理者の義務、空地の所有者などの義務、不法投棄の禁止、廃棄物の自己処理の義務、工事施工者の義務、印刷物など配布者の義務、近隣に迷惑をかけない義務、騒音障害の防止義務などと、愛がん動物に関する規制が強化された反面、近隣に対する日照障害の条文が削除された。第六章で環境審議会及び紛争の調停の必要性和役割が規定された。

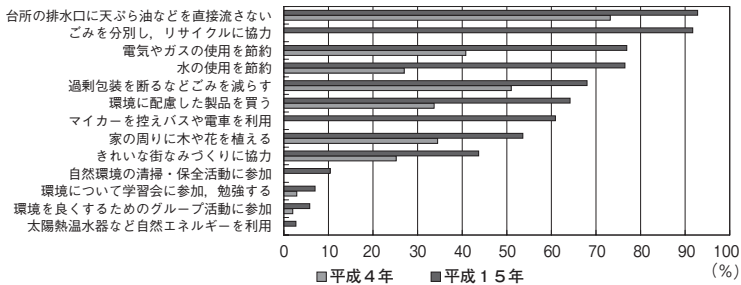
芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例

平成十九(二〇〇七)年四月一日に「芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例」が公布された。この条例では、市内の道路や公園などの公共の場

所での①歩行喫煙の禁止（自転車も含む）、②飲食物の空き缶、瓶、ペットボトル、たばこの吸殻、紙くずなどを投げ捨てることの禁止、③飼い犬を常に鎖などで制御し、ふんの放置などの禁止、④夜間、打ち上げ花火、ロケット花火などの禁止、⑤落書きの禁止、以上五つの禁止事項を条文化した。空き缶などの投げ捨て、飼い犬のふんの放置など、夜間花火および落書きの禁止事項に違反した時は、勧告を行ない、従わないときは罰金（一〇万円以下）が科せられる。

市民の環境意識と運動 昭和五十八（一九八三）から平成十（一九九八）年までに、公民館において環境をテーマにした連続講座が計一四回開催された。この間のべ登録受講者数は七五八名・実出席率は平均六三％で、一講座あたりの実質平均受講者数は三二名であった。当初は六甲山や菅屋川の自然に関する内容が目立っていたが、しだいに水・食品・ゴミなど身近な生活環境問題を取り上げる回数が増え、さらに地球・世界などグローバルな視点に移行している。

平成四年と十五年に環境に関するアンケート調査が実施された。アンケートの報告書では「本市では、市民に対する様々な啓発への取り組みや市民の自発的な活動により、環境保全に資する活動に取り組んでいる人の割合が、平成四年に比べて大きく増えてきている。そのなかでも個人でできる環境への配慮や身近な取り組みについては、ほとんどの市民が実践しており、環境保全に対する意識が定着してきている。しかし、環境学習会やグループ活動については、まだ十分な取り組みができていない状況にある。今後は、市民が参加しやすい学習会等の実施に努め、市民・事業者・市の参画と協働による環境保全活動の推進を図っていく必要がある。」と考察し



11-27 本市の環境についてのアンケート調査
(出典)「第2次芦屋市環境計画」

ている(11・27)。平成四年の調査報告に基づいて、平成七年に芦屋市環境計画が策定された。さらに平成十七年に第二次芦屋市環境計画を策定した。第二次芦屋市環境計画では七つの基本方針を定め、そのトップに「環境教育・環境学習の推進」を掲げた。環境教育は学校や職場において組織的に取り組むこと、環境学習は学習者が主体になって取り組むことを期待され、またそれらの方向性が示されている。環境学習は生涯学習活動と連携し、公民館講座、本の交換会など公民館を拠点として推進されてきた。

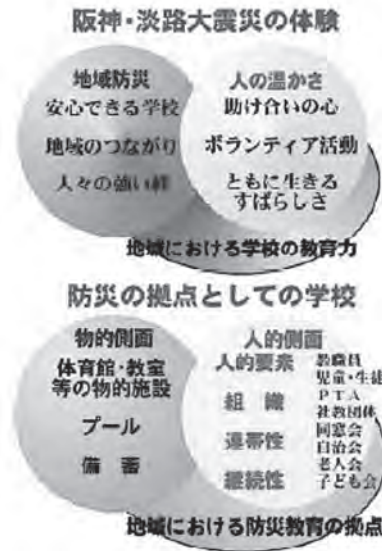
減災教育 平成七(一九九五)年の阪神・淡路大震災では本市内においても震度七を経験し、市の住宅全半壊率は五七%、行政区単位では淡路の北淡町とやらんで最大の被災率であった。この震災で命を失った児童生徒は二二名に及ぶ。また家族の死や住宅を失うなどの深刻な生活困難に直面した児童生徒はもちろん、友人の死に遭遇するなど全市の児童生徒が影響を受けた。深刻な経験を持つ市内の学校では、震災体験を継承し、減災意識と行動を身につける教育、あるいはよその被災者に共感する心の教育活動の機運が生まれ、減災教育が取り組まれるようになった。平成十年精道小学校教頭は阪神・淡路大震災の教訓を11・28のように整理し、「学校に

が担わなければならないと思う。」と述べた。

環境学習の発展 環境学習や人と自然とのふれあいの推進

観察の機会を与えられている本市民は、市街地における生きものの生息空間のネットワークづくりに取り組み、河川やため池などの水辺の整備を進めてきた。そうしてできあがった水辺空間は環境学習や人と自然とのふれあいの場利用されている。

昭和五十八（一九八三）年から現在まで親子自然教室が開かれ、主に六甲山系および芦屋川に出向いて植物、昆虫、水生生物を観察したり、芦屋川の魚を増やしたりする活動がある。また芦屋川における水生生物調査を平



11-28 学校保健・学校安全研究協議会シンポジウムにおける講演。web サイトより

は地域の防災の拠点だけではなく、ソフトウェア（人と人のつながりを強める）機能がある。」と述べ、学校には「児童・生徒、教職員、保護者という人的要素がある。児童会、PTA、同窓会、地域団体などの組織とのつながりがある。その相互の連帯性を強める働きを、学校は発案・調整できる。そして何よりもいいことは、学校には伝統という継続性があることである。このように、地域に根を張りめぐらせる根元の部分を学校

成九（一九九七）年八月に初めて実施して以来、継続して毎年八月に調査してきた。水環境だけでなく、平成十六年八月には星空観察調査を開始した。また平成十七年度に市内および近隣地域に住む児童と保護者を対象に、芦屋川を使った環境学習を行なった。これは、阪神南県民局の委託によって「森・川・海ステップアップ地域型事業」を県立人と自然の博物館と、環境保全活動をしている市民団体との協力で①ホタルの観察会、②水生生物の観察・調査、③芦屋川のアユの観察、④親子星空観察会などを実施し、自然と触れ合いながら、自らの考えを持ち、確立し、自発的に活動する事の楽しさを身につける体験・交流型環境学習を運動方針にしている。

学校では環境に対する豊かな感性や命を尊ぶ心を育むために発達段階に応じた指導を進め、省エネルギーの実践、エコ学習、身近な環境問題の学習など、家庭や地域と連携した取り組みを通して、学習と実践を一体化させた環境学習を推進している。山手小学校では平成十九年度に社会基盤授業などで、環境教育重点校の指定を受け、三年生が芦屋の自然、五年生が地球温暖化、六年生が福祉を学ぶ特別なプログラムを実践している。

第五節 自然と環境保全

一．自然の変化

市街地の生物自然

本市の地盤は、かこうがん花崗岩質の六甲山が背後に控え、そこから流れる芦屋川や宮川の働きに

よって長い間の年月を経て形成されてきた。川は緑豊かな山間部を流れ、市街地を抜けて海へと流れる。市民にも親しまれてきた海岸沿いの生き物の生息する空間など、自然に恵まれた都市である。特に、六甲山には、多様な動植物が存在し、親しみのある緑が提供されてきた。

しかし、川沿いの河原は絶えず水が流れ、水位が変化する不安定な水環境であるため、ある意味では荒地ともいえ、帰化植物が入りこんで繁殖しやすい地である。セイタカアワダチソウや、セイヨウタンポポなどは、よくみられる帰化種の代表的なものである。平成十五（二〇〇三）から十六年の調査では、帰化植物の割合は、芦屋川では八九%、宮川では九二%にも及んでいる。また、河原の植物もこの三十年ほどの間に大きく様変わりしてきた。昭和五十五（一九八〇）年頃には、クレソン群落が繁茂していた大正橋からの眺めは、平成七年の阪神・淡路大震災をきっかけとして、草丈の大きいツルヨシに急速に変化していった。この状態は、生息環境や治水の面からも課題となっている。

水生動物では、オイカワやキカワムツなどが多い。近年のツルヨシの大繁茂で、その根元をすみかとするカワムツが増えているという指摘がある。水辺を生活の場とする鳥には、コサギやダイサギなどがある。ダイサギは、平成七年の震災以降、時々冬に姿を現すようになった。

岩園町・仲ノ池とその周辺は、市内でも多くの自然が残っているところである。その一つは、仲ノ池とその周辺の緑地公園、もう一つは、岩園天神社とその付近にわずかに残っている里山的自然である。仲ノ池は、二回にわたる大改修（平成五年、八年）を経ているが、この池は三十年ほどの間に、そこに住む生物相が大きく変わっ

た。その原因は、地震の崩壊によるものを含めた二度の大改修と外来魚や外来動物の侵入があげられる。昭和五十五年頃の仲ノ池は、ゲンゴロウブナをベースにしたバランスのとれた生態系を保った池であった。ところが平成に入り肉食性の外来魚であるブラックバスやブルーギルなどが放流された結果、仲ノ池の生態系は急速に失われていった。さらに、おいうちをかけたのが二度にわたる大改修で、これらにより昭和期に住んでいた池の在来種はほとんど姿を消した。トンボの仲間でも、以前よくみられたチョウトンボは姿を消した。

一方、原生の森を残しているところもある。岩園天神社の森は鎮守の森として、ヒメユズリハ、ヤブニツケイ、ヤマモモなどの照葉樹林が自然の森の名残を留めている。

芦屋川河口と造成された芦屋浜の生物自然

芦屋川河口付近の海岸や新しく造成された南芦屋浜の海には、

魚をはじめさまざまな海の生物が生息している。芦屋川河口では、現在は東側で堤防が南にのび、湾岸の形をした海に変わった。ここでは干潮の時に小さな干潟がわずかに姿を現す。魚では、スズキ、ボラ、コトヒキ、ヒイラギなど、甲殻類ではイソガニ、ヒライソガニ、イシガニ、ガザミなど、貝類ではアサリ、カキ、タマキビガイなどがみられる。海岸に訪れる水鳥もこの三十年ほどで大きな変化がみられた。その原因の一つは、海岸付近の地形の大きな変化があげられる。昭和五十五（一九八〇）年頃から平成十一（一九九九）年頃までに飛来していた冬鳥にはヒドリガモやホシハジロなどがあるが、現在は減少している。平成七年の震災を境にして、芦屋浜の水鳥は少しずつ変化した。平成十二年以降現在にかけてみられる冬鳥には、ヨシガモ、オカヨシガモ、アメリカヒドリなどが一時的にみられるものの、以前少なかったオナガガモ、ユリカモメ、セグロカモメなどが増えてき

た。沖合では今までいたホシハジロが変わって、スズガモが多くみられるようになった。

山地の生物自然

本市の山地は六甲山系の一部から成り立っている。市街地とは異なり、古来の豊かな自然が残されている。昭和三十年代頃までは、山地ではアカマツが主要な樹種だった。マツやコナラなどは自然植生が破壊された後に代償植生として発達してきた二次林といわれるものであるが、コナラも本市の山地に多くみられる落葉広葉樹である。市街地から奥池までの芦屋川沿いには、ヤマザクラ、街路樹として植えられたオオシマザクラなどがある。その他ザイフリボク、マルバアオダモ、そして全国的に六甲山が一大自生地といわれているシロバナウンゼンツツジなどがみられる。夏から秋にかけて目に付く植物では、変わった姿のタケニグサ、赤く色づくヌルデ、カキ、リンボクなどがある。

芦屋川の開森橋から西北に際立った山容をみせる城山と、その西側を流れる高座川の谷は、四季を通して市民に親しまれている。城山の植生は、植物生態学上からは「アカマツ・コバノミツバツツジ群落」に属している。ここには市花のコバノミツバツツジが多く、春には山全体がピンクに彩られる。

黒越谷や黒越大谷付近では、ヤマボウシ、ホツツジ、カキドオシ、フキなどがみられる。黒越大谷で失われた貴重な植物に、震災時の崩落によって失われたウチョウランやヤマトキシソウ、人の手によって持ち去られたと思われるカキランなどがある。

蛇谷から土樋割どひわき、東お多福山付近では早春に咲くマンサクの花が美しい。カワヤナギ、キブシ、アセビ、ウグイスカグラ、クマシデなどもみられる。初夏から秋にかけての蛇谷ではハンシヨウズル、サルナシの実、ミカエ

リソウ、コゴメウツギ、タンナワサフタギなどが目を引く。芦屋川沿いの山地の昆虫類では、オナガアゲハ、ジャコウアゲハ、チョウミドリヒョウモンなどがみられる。

奥池とその周辺の生物自然をみると、奥池は人工池であることからそこに住んでいる魚はすべて人が放流したものと考えられる。平成元年頃からブラックバスなど外来魚の姿がみられるようになり、在来種の魚は減少してきた。池の周辺では、岸辺をヒメガマが飾っている。帰化植物ではブタナ、キキョウそっくりなキキョウソウ、マツバフウランなどが進出してきた。

イモリ谷やいもり池周辺には本市では唯一の湿地帯があり、湿地性の植物や貴重な動植物も多くがみられる。芦屋川の源流では、ブナノキが自生する地域がある。これらをどのように保全していくかを考えることは重要だ。

山地の鳥類については、春を告げるウグイスに始まり、ウソ、コジュケイ、ヤブサメなどがあげられる。街中を飛んでいるキジバトやヒヨドリも元々は山に住む鳥であったが、人への警戒が少なくなつて街に住むようになつたと考えられる。

本市に住むほ乳類には、餌付けで増えたニホンイノシシ、奥池付近で見られるホンドキツネ、タヌキ、樹上のホンドリス、北米原産のペットであつたが凶暴なために六甲山に放されたアライグマなどがある。市内で確認されたセミ類は九種類になる。

生物相の移り変わりを受けて、これからの環境保全にどのように取り組んでいくべきかは大きな課題である。

二、豊かな水の恵み

芦屋川の特徴

本市を代表する環境資源である芦屋川は、桜、新緑、紅葉と四季折々の佇まいとオイカワ、カワムツ、ヨシノボリなどの魚、螢をはじめ多くの昆虫類が生息している。カワセミの姿を芦屋川の堰堤えんていの上でみかけることもある。しかも都市河川でありながら水道の水源としての存在でもある。また、市内北部の山中には奥池、奥山貯水池という静かな水面を保つ池を持ち、海に目を向ければ、芦屋川の河口付近にはわずかではあるが阪神間で貴重な自然干潟が残り、南芦屋浜では埋め立てで失った浜辺の修復を試みている。冬の渡り鳥、春のアサリとりが市民の楽しみとなっている。狭い市域でありながら川・池・海と多様な水（水面）を持つことで、本来人工的な都市環境のなかにあつて、生きものを育む自然環境に日常的に接することができるのは真に恵まれた特性であり、本市の魅力の源泉である。

しかし、六甲山からわずか六キロほどで海に至る地形のため、芦屋川の流量は少なく、日照りが続けば干上がってしまうことさえあり、大正、昭和初期に宅地開発が進み人口が増加するにつれ、上水の不足に悩まされるようになった。先に「水道の整備」でみたように戦後の人口増加は淀川の水に支えられてのことであつて、水道水源としての芦屋川の役割はそれほど大きなものではないが、大都市圏域の小都市が自前の水源を保持していることは貴重である。この恵みを継承していくためには水源域の保全が大切である。

芦屋川の流ればしばしば途切れるため下流域では魚が生息しにくい川であるが、魚の放流などの市民の活動

に支えられて上流域ではアマゴなども生息する川である。また、海辺に目を向ければ、芦屋浜には昭和三十八（一九六三）年までは海水浴場があり、多くの市民の憩いの場であったが、昭和四十四年に始まった芦屋浜の埋立事業により、自然海浜のほとんどを失ってしまった。平成に入りようやく南芦屋浜の人工海浜事業によって海辺を一部とりもどすことができたが、それには四十年を超える年月がかかった。

芦屋川の風情

自然に恵まれている本市であるが、自然が日常の生活圏に溶け込んでいる様がまちの特徴でもある。市街地内に街路樹、生垣、庭木、公園樹木などの緑が多く、また芦屋川・宮川や仲ノ池などの池が市街地内にさりげない自然をつくり出している。芦屋川は都市河川としては珍しく自然の河原の面影を残している。平成四（一九九二）年発行の「グラフ芦屋」は「川床の川砂や石ころが目につれ、川岸が緑で覆われている川など、ほとんど姿を消しています。しかし、芦屋川はそんな都市河川の中で、本来の自然を残した数少ない川です。芦屋川の緑の絨毯は、川に住む多くの生命たちを育むとともに、都市環境の安定に大きく貢献しています。草も、花も、木も、魚たちや鳥たちも、すべてわたしたちと自然の共存の証。芦屋の誇りです」とうたっている。また、芦屋川には五つの宝物があるという。「自然繁殖しているアマゴ」、「天然遡上のアユ」、「自然繁殖しているゲンジボタル」、「渓流のカワセミ」、そして「カジカガエルの鳴き声」である。

芦屋川に対する思いは、市民に共通のものである。平成五年の「芦屋市環境計画策定に関する意識調査報告書」では、子どもの時からなじみのある風景として、また本市の自然を感じさせるものとして、六甲山と並んで芦屋川畔が筆頭にあげられており、同様に平成十五年の「芦屋市の環境についてのアンケート調査」でも、芦屋

で大切にしたいもの、残したいものの第一位に芦屋川はあげられた。本市のシンボルといえる存在であることが伺える。

生きものを育む地域の水環境への取り組み 平成七（一九九五）年に策定された第一次芦屋市環境計画ではリーディングプロジェクト「市民参加のふれあいの川づくり」を掲げ、芦屋川および宮川を対象に市民参加の河川整備が構想された。芦屋川については「芦屋川河川環境基本計画」に基づき、県が主体となって整備事業が進められたが、計画の立案にあたっては、市民参加の懇話会が方針を決定した。これができたのは、芦屋川がさくらまつりや日常の散策で多くの市民に親しまれてきただけでなく、昭和五十年代から市民グループによる芦屋川の自然観察会、アマゴの放流事業やホタル観察会などのイベントを通じて、芦屋川とふれあう取り組みが継続して展開されていたことに負っている。

例えば「芦屋川に魚を増やそう会」（昭和五十四（一九七九）年発足）は、自然観察会や水生生物調査を毎年開催してきたが、それだけでなく芦屋川の上流でのアマゴの放流や、堰堤に遮られて上流に遡上できない天然のアユを児童と一緒に下流で汲み上げて上流に送る作業を行ない、魚の生息する芦屋川を取り戻す活動を続けてきた。同会が主催する「芦屋川のホタル観察会」は平成二十一年に二三回を数える。こういった長年の取り組みが芦屋川への市民の関心を高め、河川環境整備事業への市民参加につながっていった。

県西宮土木事務所・同尼崎港管理事務所と本市が平成四年に策定した芦屋川の河川環境整備計画は、基本理念を「良好な住環境の中で恵まれた自然を保全しつつ市民の憩い、つどいの場としてのシンボル河川をめざす」と

し、渇水時に魚の逃げ場となるウォータークッションの設置をはじめ、親水機能の向上・修景に努めることによって芦屋川の魅力をいっそう高めるものであった。

海辺の修復

打出と芦屋の浜には明治の阪神電車開通の頃から海水浴場があった。芦屋川河口には往年の茶屋の名残がある。しかし、昭和三十年代には海の水質悪化がかなり進み、昭和三十八（一九六三）年を最後に閉鎖されている。県の「大阪湾沿岸学術調査団」によって芦屋地先の埋立が提案されたのは同じく昭和三十八年のことであった。昭和四十四年に芦屋浜シーサイドタウンの埋立工事が始まると、自然海浜は芦屋川の河口を除きすべて失われ、市民は浜に降り立つことさえできなくなった。

芦屋浜シーサイドタウンは昭和五十四年に竣工したが、先にみたように地域暖房給湯システムやゴミ管路収集システムといった都市機能面で先進的な試みがなされ、公園・緑道も整備されたが、親水面での配慮には乏しかった。新たな海岸線はコンクリートの直線的な護岸と消波ブロックに囲まれ、人々が海面に近づくことは容易ではなかった。

このような状況は南芦屋浜の埋立が進むにつれ大きな変化がみられた。平成五（一九九三）から十四年にかけて県は芦屋浜護岸改良工事に着手した。消波ブロックを撤去し、護岸にスロープ・階段を設け、外周を散策路とする親水性護岸の整備を進めた。平成十二年七月には全体二六五〇メートルのうち若葉町および潮見町の一部区間六八〇メートルが完成し、海とのふれあいの場を取り戻すことができた。その後、対岸の南芦屋浜で親水護岸・緑地整備が進められ、二つの埋立地には生まれた海面と両岸一帯は芦屋キャナルパークと名付けられた。

そこは、ウエイクボードの大会、サマーカーニバルのドラゴンボートレース大会や学校の漕艇部などの練習の場としても使われている。また、平成十八年の第六一回国民体育大会「のじぎく兵庫国体」ではカヌー競技（フットウォーターレーシング）会場として利用された。

さらに、平成十年に埋立事業が終わった南芦屋浜では、「ウォーターフロントを生かした住宅・商業・文化・海洋レクリエーションなどの機能を持ったまちづくり」の基本理念のもとに、人工海浜、親水公園とマリナーが整備された。

人工海浜の潮芦屋ビーチは、南芦屋浜地区の総合公園の南端に設けられ、南の大阪湾に開けた砂浜と潮溜まりのある磯を持つ。釣りや潮干狩りで多くの市民が海と遊ぶことができるようになった。遊泳は禁止されているものの、およそ四十年の歳月を経て本市は海辺を取り戻した。

芦屋の伏流水と温泉 六甲山の緑が保全されると、花崗岩の地質を浸透する地下水は豊かな伏流水となつて市街地を下る。津知川をはじめとして埋め立てられ、仲ノ池などのわずかの池と芦屋川、宮川を除いて水面を失ってしまった。しかし、井戸水を利用しうる地盤、地形は継承されている。

震災前から清水が汲み上げられていた三八通商店街の井戸は、今も芦屋の井水として多くの市民に利用されている。六甲山系のおいしい水を市街地で味わえるのは環境の恵みであり、地域の貴重な資源を保全・活用されることが望まれている。

本市の地盤環境としてもう一つの注目すべきことは、あしや温泉が市街地にあることである。震災直後にもこ

の温泉は人々の心を和ませ交流の場となった。あしや温泉は、平成二十二年四月市民が利用できる市営温泉としてリニューアルオープンした。その恵みを継承するためにも水系とともに地盤の支えに目配りをするのが欠かせない。

あとがき

本市は、平成二十二年十一月に市制施行七十年を迎える記念事業の一つとして、『新修芦屋市史 続篇』の編集・発刊を企画した。平成十八年八月、編集委員の委嘱が行なわれ、沖村孝・神木哲男・川嶋天津夫・北山俊哉・小林郁雄・林まゆみ・横尾英子（五十音順）の七名で編集委員会を構成し、委員長に神木哲男、副委員長に沖村孝を選任した（なお、川嶋委員は一身上の都合で編集委員を辞任）。史・資料の調査・検討や執筆は編集委員が専門とするところに応じて分担することとし、編集委員のもとに、赤澤宏樹・大橋喜美子・小熊伸一・加藤慶一郎・加藤善子・金子泰純・小浦久子・高松淳也・辻陽・戸田清子・中野正勝・南部光広・播本高志・松崎喜良・松並潤・三宅正弘・盛岡通・森津秀夫・山崎古都子（五十音順）の十九名を専門委員として委嘱した。

編集・発刊に係わる業務は教育委員会生涯学習課の所管事務として、平成十七年から同課の文化財担当職員が兼務し、平成十九年四月一日から専任の担当職員として課長白川誠二・神谷光卓が編集・発刊事務にあたることになった。白川課長には編集業務だけでなく、川嶋委員の辞任に伴って、同委員担当予定の学校教育（第八章）・社会教育（第九章）の一部の執筆と取りまとめも担当していただいた。

また、第七章第五節「文化財の調査と保存・活用のあゆみ」は教育委員会生涯学習課・森岡秀人主査（執筆・監修）・竹村忠洋・坂田典彦・白谷朋代の皆さんに執筆していただいた。

編集・執筆にあたっては、多くの著書・論文・報告書などを参考にした。これらの著者・執筆者に対して御礼を申し上げたい。また、それぞれの分野で市の職員の皆さんはじめ関係者の方から間違いの訂正や不明な点について貴重な御教示を賜った。さらに、関係各方面では史・資料の提供・閲覧を快く許可してくださった。これらの皆さんに、心から感謝と御礼を申し上げたい。

叙述にあたっては、多くの方からいただいたアドバイスやご教示をできる限り生かすよう努めたつもりであるが、十分生かしきれていないことをおそれている。また、叙述の不正確や誤り、叙述すべき事象で抜け落ちていゝるものなどがあることを危惧しているが、これらはすべて編集委員会の責任であることは言うまでもない。

データの収集・点検をはじめ、やっかいな校正、休日・深夜にわたる編集委員会の開催など、編集業務のすべてにわたってきめ細かく配慮し、お世話くださった白川誠二、神谷光卓、矢野はるみ、井田知子の皆さんに改めて心から感謝と御礼を申し上げる。

また、印刷にあたり、編集委員会のこまごまとした注文にも誠意をもって応じてくださり、作業をすすめてくださった兵田印刷工業株式会社の皆さんにも厚く御礼申し上げます。

平成二十二年十一月

芦屋市史編集委員

神木哲男
沖村孝
北村俊哉
小林郁雄
林まゆみ
横尾英子

各章の担当・執筆者

- はじめに 沖村 孝、辻 陽
- 第零章 沖村 孝、南部光広（第一～一六節）、中野正勝
- 第一章 北山俊哉（第六、八節）、高松淳也（第五、七節）、辻 陽（第一、三、四節）、松並 潤（第二、九節）
- 第二章 神木哲男（第一～三節）、加藤慶一郎（第四節）、戸田清子（第五節）
- 第三章 沖村 孝（第一～五節）、中野正勝
- 第四章 小林郁雄、小浦久子（第一～三節、五、六節）、森津秀夫（第四節）
- 第五章 小林郁雄（第四節）、三宅正弘（第一～三節、五、六節）
- 第六章 横尾英子（第三節）、大橋喜美子（第四、九節）、播本高志（第七、八節）、松崎喜良（第一、二節、五、六節）
- 第七章 神木哲男、加藤慶一郎（第四節）、戸田清子（第一～三節）、森岡秀人・竹村忠洋・坂田典彦・白谷朋代（第五節）
- 第八章 白川誠二、小熊伸一、加藤善子
- 第九章 白川誠二、小熊伸一、加藤善子

第一〇章

林まゆみ（第一～三節）、赤澤宏樹（第一～三節）

第一一章

林まゆみ（第五節）、金子泰純（第一～三節、五節）、盛岡通（第一、五節）、

山崎古都子（第四節）

平成 17 年	10 月	浜風夢保育園開園	
	11 月	市制施行 65 周年	
平成 18 年	4 月	市施設の指定管理者運営開始	
	5 月	芦屋病院に院内開業スタート(歯科口腔外科・泌尿器科)	略
	10 月	第 1 回芦屋市花と緑のコンクール	
	10 月	小川洋子さん、「ミーナの行進」で谷崎潤一郎賞受賞	年
	10 月	のじぎく国体開催(カヌー・ピストル競技)	
平成 19 年	11 月	姉妹都市提携 45 周年	表
	3 月	市立芦屋高等学校閉校	
	3 月	下水道普及率 100%達成	
	4 月	副市長制度スタート	
	4 月	山手夢保育園開園	
	6 月	通称「市民マナー条例」施行	
	9 月	高浜「松韻の街」分譲開始	
	12 月	精道小学校新校舎完成	
	12 月	「潮芦屋運動場」オープン	
	平成 20 年	4 月	阪神芦屋駅バリアフリー化
4 月		水道通水 70 周年	
11 月		「広報あしや」1000 号発行	
平成 21 年	12 月	「松濤館」が国の登録有形文化財に(図書館打出分室・旧松山家住宅)	
	1 月	第 1 回あしや市民フェスタ開催	
	4 月	芦屋病院 新体制でスタート	
	4 月	新消防庁舎で業務開始	
	4 月	「男女共同参画推進条例」施行	
	5 月	「新芦屋八景」を選定(観光協会)	
	7 月	全市域を景観法「景観地区」に指定	
	9 月	山手幹線トンネル「芦屋川隧道」に	
平成 22 年	10 月	「緑の保全地区」指定	
	4 月	あしや温泉リニューアルオープン	六
	4 月	防災行政無線システム稼働	
	4 月	春日夢保育園開園	
	7 月	保健福祉センター開設	
	10 月	山手幹線 全線開通	
	11 月	芦屋市制施行 70 周年	

略 年 表	平成7年	11月	市制施行55周年
		12月	あしや温泉オープン
	平成8年	1月	芦屋市震災犠牲者合同追悼式開催
		2月	新環境処理センター完成
		4月	山手緑地完成
	平成9年	6月	芦屋中央線開通
		7月	市民センター、ルナ・ホール再開
		10月	通称「ボイ捨て禁止条例」制定
	平成10年	10月	体育館・青少年センター再開
		3月	南芦屋浜北部地区まちびらき
	平成11年	4月	南芦屋浜復興住宅入居開始
		3月	山手幼稚園閉園
	平成12年	3月	三条小学校閉校
		3月	芦屋公園テニスコート再開
		3月	第1回芦屋国際俳句祭開催
		4月	介護保険制度スタート
		8月	山手小学校新校舎完成
	平成13年	11月	市制施行60周年
		12月	市内24道路の「愛称」決定
		3月	若宮地区災害復興事業完了
平成14年	3月	川西線完成	
	4月	南芦屋浜下水処理場供用開始	
	3月	芦屋キャナルパーク完成	
平成15年	4月	中央地区震災復興事業完了	
	6月	市内全域で防災無線を使用開始	
平成16年	5月	西部第1震災復興事業完了	
平成17年	1月	「芦屋庭園都市」宣言	
	4月	総合公園完成	
五	平成17年	1月	震災10周年追悼行事開催
		2月	西部第2震災復興事業完了
		3月	潮芦屋げんき足湯オープン
		3月	山手幹線（宮川線～川東線）工事完了
		4月	親水西公園、親水・潮芦屋緑地、潮芦屋ビーチ完成
		10月	山手幹線芦屋川横断部工事着手

昭和 62 年	1 月	ラポルテ市民サービスコーナー開設	
	5 月	富田碎花旧居公開	
	7 月	新図書館本館開館（伊勢町）	
昭和 63 年	4 月	第 1 回さくらまつり開催	略 年 表
	4 月	高校総体・ヨット競技会場に	
	4 月	鳴尾御影線開通	
	7 月	芦屋沖地区埋め立て工事着工	
平成元年	10 月	谷崎潤一郎記念館開館	
	6 月	国鉄芦屋駅北地区「ラリーブ」完成	
平成 2 年	10 月	第 1 回あしや秋まつり開催	
	3 月	JR 芦屋駅が新快速電車停車駅に	
	10 月	CATV（CCA）開局	
	11 月	美術博物館開館	
	11 月	富田碎花賞創設	
	11 月	市役所南館完成	
	11 月	市制施行 50 周年	
平成 3 年	5 月	モンテペロ市との姉妹都市提携 30 周年	
平成 4 年	4 月	芦屋ハートフル福祉公社開設	
	5 月	子育てセンター開設	
	10 月	ラポルテ東館竣工	
平成 5 年	4 月	市役所 土曜日閉庁スタート	
	4 月	国際交流協会発足	
	7 月	農業委員会廃止	
	8 月	第 1 回ドラゴンボートレース開催	
	11 月	第 1 回地球家族会議開催	
平成 6 年	3 月	「小阪家住宅」市文化財に指定	
	4 月	仲ノ池緑地開園	
	4 月	市役所北側広場・地下駐輪場完成	四
	8 月	女性センター開設	
9 月	ラポルテ北館竣工		
平成 7 年	1 月	阪神・淡路大震災	
	3 月	震災復興緊急整備条例制定	
	8 月	震災復興基本計画策定	

略 年 表	昭和 48 年	4 月	「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」制定
		9 月	精道保育所開所
	昭和 49 年	3 月	旧山邑邸（ヨドコウ迎賓館）、国の重要文化財に指定
		7 月	下水終末処理場開設
	昭和 50 年	3 月	芦屋浜埋立地造成完成
		4 月	西山幼稚園開園
		11 月	市制施行 35 周年
	昭和 51 年	4 月	伊勢幼稚園開園
		10 月	市民センター別館開館
	昭和 52 年	7 月	環境処理センター完成
	昭和 53 年	4 月	三条小学校開校
		10 月	岩園保育所開所
	昭和 54 年	3 月	芦屋浜住宅団地入居開始
		4 月	潮見小・中学校開校
		4 月	潮見幼稚園開園
		4 月	県立芦屋南高校開校
		5 月	緑保育所開所
		8 月	第 1 回サマーカーニバル開催
	昭和 55 年	4 月	芦屋病院増築、総合病院に
		10 月	国鉄駅ビル「モンテメール」開業
	11 月	市制施行 40 周年	
	11 月	「新芦屋十景」選定	
	12 月	芦屋病院第 2 次救急体制スタート	
昭和 56 年	4 月	保健センター業務開始	
	4 月	浜風幼稚園開園	
昭和 57 年	4 月	打出浜小学校・浜風小学校開校	
	4 月	新浜保育所開所	
昭和 58 年	11 月	国鉄芦屋駅北地区「アルパ芦屋」完成	
昭和 59 年	5 月	県立海洋体育館開館	
	7 月	海浜公園プールオープン	
	9 月	わかくさ国体・ヨット競技会場に	
昭和 60 年	11 月	市制施行 45 周年	
昭和 61 年	5 月	上宮川文化センター開館	
	11 月	国鉄芦屋駅北に「ラポルテ」完成	

昭和 35 年	8 月	市庁舎落成（現、北館）	略 年 表
	11 月	市制施行 20 周年	
昭和 36 年	5 月	米国モンテペロ市と姉妹都市提携	
	9 月	芦有道路開通	
昭和 37 年	4 月	市立芦屋高校開校（川西町仮校舎）	
	8 月	旧消防庁舎完成	
昭和 38 年	4 月	上宮川会館開館	
	9 月	芦屋病院本館落成	
	10 月	国道 43 号（第 2 阪神国道）開通	
昭和 39 年	12 月	市民会館完成	
	4 月	小植幼稚園開園	
	5 月	市民憲章・市旗制定	
	5 月	青少年センター開設	
昭和 40 年	6 月	市立芦屋高校本校舎落成	
	10 月	養護老人ホーム「和風園」開園	
	11 月	市制施行 25 周年	
昭和 41 年	7 月	市民プール（朝日ヶ丘町）オープン	
昭和 42 年	7 月	豪雨災害（床上浸水 139 戸）	
	11 月	市民文化賞創設	
昭和 43 年	7 月	青少年野外活動センター開設	
	9 月	市役所分庁舎完成	
昭和 44 年	11 月	芦屋浜海浜埋め立て工事着手	
	11 月	宮川小学校木造校舎火災により焼失	
昭和 45 年	2 月	阪神高速神戸線開通	
	4 月	ルナ・ホール開場	
	8 月	国鉄芦屋駅 橋上駅完成	
	10 月	市の木・市の花制定	
	11 月	市制施行 30 周年	
昭和 46 年	2 月	岩園隋道（宮川線）開通	
	4 月	奥山貯水池完成	
	4 月	健康センター開設	
昭和 47 年	4 月	朝日ヶ丘小学校開校	
	4 月	朝日ヶ丘幼稚園開園	
	7 月	体育館・青少年センター開館	

略年表

略 年 表	昭和 15 年	11 月	芦屋市制施行
	昭和 19 年	1 月	町名改正・地番更正を実施
	昭和 22 年	4 月	精道中学校・山手中学校開校
	昭和 23 年	6 月	第 1 回芦屋市美術展覧会（市展）開催
		7 月	市営芦屋海水浴場開設
		8 月	芦屋市農業協同組合設立
		11 月	第 1 回市民体育祭開催
		12 月	第 1 回阪神童画展（童美展）開催
	昭和 24 年	2 月	芦屋電報電話局発足
		5 月	図書館開館（仏教会館内）
		8 月	「広報あしや」創刊号発刊
	昭和 25 年	9 月	ジェーン台風
	10 月	芦屋市消防本部設置	
	11 月	市制施行 10 周年	
	12 月	市教育委員会設置	
昭和 26 年	3 月	芦屋国際文化住宅都市建設法公布	
昭和 27 年	7 月	芦屋病院診療開始	
	8 月	打出保育所開所	
昭和 28 年	3 月	芦屋市霊園開設	
昭和 29 年	4 月	公民館開館	
	4 月	宮川幼稚園開園	
	4 月	図書館、打出小槌町へ移転	
	7 月	市警察廃止、県警察へ移管	
	10 月	「芦屋 10 景」を初選定	
昭和 30 年	11 月	市制施行 15 周年	
昭和 31 年	3 月	会下山遺跡発掘調査開始	
	9 月	芦屋庭球場完成	
	10 月	第 11 回秋季国民体育大会（テニス、ピストル射撃競技）開催	
	11 月	芦屋病院中病棟竣工	
昭和 32 年	10 月	国鉄芦屋駅「快速」停車	
昭和 33 年	10 月	第 1 回あしやまつり開催	
昭和 34 年	4 月	大東保育所開所	
昭和 35 年	6 月	芦屋ユースホステル完成	

新修芦屋市史 続篇

平成 22 年 11 月 5 日 印刷

平成 22 年 11 月 10 日 発行

編集者 芦屋市史編集委員会
代表 神 木 哲 男

発行者 芦 屋 市 長
山 中 健

印刷所 西宮市笠屋町 3 - 16
兵田印刷工芸株式会社

発行所 芦屋市精道町 7 - 6
芦 屋 市 役 所

